

# 国語速記概説(下)

昭和三十一年十月十日発行

衆友会 発行

目次 (下)

## 第四章 速記実務

### 第一節 速記と速記者

### 第二節 発言者と速記者

### 第三節 実能率化の方法

### 第四節 補助機械の活用

## 第五章 速記文化

### 第一節 速記と速記文化

### 第二節 逐語速記録の分野

### 第三節 速記技術の利用

### 第四節 言語生活と速記

## 第六章 速記教育

### 第一節 速記と速記教育

### 第二節 規範方式と教授法

## 第四章 速記実務

### 第一節 速記と速記実務

速記実務とは、実際に速記技術を用いて速記録を作製する仕事であり、こういう速記実務を専門的に継続的に行う人が速記者である。従つて、速記実務を行うために速記技術を必要とするのは当然であるが、速記技術を習得した人がすべて速記者となるわけではない。それは、たとえば外国語の学習における場合と同じである。英語を習うことそれ 자체は普通教育の一部ともなつており習う人がきわめて多いにもかかわらず、それを習つた人がすべて翻訳者や通訳者となるわけではない。すなわち、速記者というのも、翻訳者や通訳者と同じく、その人たちが単にそれを専門とするのみならず、それを職業としている場合に限るのが普通である。

こういう速記者は、通常、速記実務を必要とする職場に勤務しているか、あるいは、いつでも速記実務の依頼に応じられるように速記事務所に籍を置いている。前者が専属速記者と言われる場合、後者が自由速記者と言われる。たとえば、議会、裁判所、新聞社、通信社などの速記に従事する速記者は大部分が専属速記者である。これに対し、講演会、講習会、座談会、著述などの速記をその都度依頼される速記者は自由速記者である。また速記者はその行う仕事の性質からわけることができる。それは、速記実務という

ものに関し、発言者においてその文字化のみを当面の目的とせずに進める発言を傍聴して速記する仕事と、発言者においてその文字化のみを当面の目的として進める発言を聴取して速記する仕事とにわける考え方方が行われてゐるからである。そこで、前者を記録速記、後者を口述速記と名づければ、この点からそれ／＼の速記に従事する速記者を記録速記者、口述速記者とすることができる。記録速記者の中には、會議や公判廷でその会議録や供述調書を作製する速記者、講演会や講習会などで速記録の作製を依頼される速記者などが含まれる。これに対しても、口述速記者の中には、新聞社や通信社で電話で送られて来る原稿を速記する速記者、著述や談話などの口述を速記する速記者、速記者の口述を速記する復演速記者などが含まれるのである。

従つて、同じく速記者と呼ばれても、その活躍する職場がいろいろであり、その行う仕事もさまざまである。そうしてこのために一方では「単に速記技術の検定試験に合格しただけでは田滑な速記実務を行うことができない」ということにもなるのである。すなわち、速記技術の検定試験は単に基盤的な速記技術の水準を検定するのに対し、速記実務においてはそういう基礎技術の上に速記実務として必要な種々の要素が加わるのである。その中には速記実務そのものの経験によつて習得される要素も少くないのである。そのため、実務経験のない者がいきなり単独で実務についてもすぐに優秀な速記実務を行うことはできないじ、同じことは新たに職場をかえた速記者についても言えるのである。たとえば、すでに基礎的な聴取技術が一応習得されても、電話による送稿や録音の再生を聴取する場合、特定の地方でその地方独自

の方言が行わされている場合、特殊の専門分野において特別の術語が数多く出て来る場合、などは特に習熟を必要とする。何となれば、一般に速記技術の検定試験においては、すでに文字化されている平易な内容の速記録に基いて標準的な朗読が肉声によつて行われるからである。また検定試験においては、わが国の場合、連続速記時間が十分間で午前午後各一回となつてゐるが、実務においては一回が十分間で終るとは限らず、一日に二回だけ担当とは限らない。ところが速字を用いての速記実務は、聴取とその速字化という作業が精神的に非常な緊張を要する最高度の拘束作業である。それは連続的に一瞬の遅滞をも許さぬ作業であり、自由活動が全く束縛され個人の作業リズムが全く無視される作業である。従つて休憩なしで長時間にわたることは肉体的に不可能かもしれないが、実務につくためには少くともその職場の勤務制度にたえる能力が必要なのである。

速記実務として付加される要素は、また何を速記するかということに關しても考えられる。それは、速記録そのものが結果において速記依頼者の正当を意図に沿うものとならなければならぬにもかかわらず、具体的に何をいかに速記し何を速記しないかとどうことがすべて担当速記者の選択に任されるからである。従つて担当速記者はこれらの点に關してその都度みずから判断し即座に処理して行かなければならない。たとえば會議の記録速記の場合について見ると、音声による言語表出以外のものとして、発言者の氏名、行動、動作、出席者の行う拍手、笑声などの記録も必要である。あるいは同じく音声による言語表出であつても、発言に関してはそのすべてを速記し、不規則発言たるやじや私語に関しては発言との関係

において適当に取捨選択することが必要なのである。このようなことは当然いかに反訳するかという面にも関係して来る。そのため各職場ではそれべく記載様式の具体例をまとめており、実務においてはこういう様式例に従つて反訳しなければならないのである。たとえば、会議の記録速記について見ると、発言者の氏名、発言者の行動、会の開閉、動議、やじ、議場騒然などの表示法が先例を重んじた一定の様式によることになっている。それは、基礎的な速記技術としてはただ反訳原稿をつくればよいとしても、議会事務局における議事記録員としての速記者は会議録の作製まで任されるからである。一般に議会速記者は議事関係の法規まで勉強しておかなければいけないと言われるのもこのためである。

様式例とともに各職場ごとに定められているもう一つの規範は用字例である。用字例の方は、反訳原稿をつくるにあたつての規範となる用字法、句読法の基準や具体例をまとめたものである。それは国語の正字法が固定していないにもかかわらず、書類としての速記録に用字上の不統一があつては好ましくないと考えられて来たからである。たとえば「対照」と「対象」、「工業」と「鉱業」などの使いわけは、それが意義用法を全く異なるため当然速記技術の検定試験の成績に關係している。しかし「充分」と「十分」「われわれ」と「我々」などの使いわけは必ずしも必要でないから、検定試験において採点の対象とならない。それにもかかわらず、速記実務においてある場合に「充分」と書きある場合に「十分」と書いたのでは、到底整つた反訳原稿とは言えない。そこで速記実務においては、特に多人数で分担執務する場合、ぜひとも規定された規範に従わなければならないのである。このような規範には、漢字かかなか、ど

んな漢字か、どんなかなか、どこからかなか、などに關するものを初め、句読点の用い方、段落の区切り方、反訳用紙の書き方などまでも含まれるわけである。

最後に修文能力であるが、これがまた速記実務において付加される要素の一つである。それは検定試験の場合はすでに修文されている速記録を朗読するため、原文通りの反訳が要求されるからである。これに對し速記実務においては依頼者がその反訳原稿をいかに利用しようとしているかが問題であり、速記者としてはできるだけその意図に沿うことが必要になるのである。もちろん速記そのものはあくまでも発言に対して忠実となるべきであり、速記者個人の利害關係や依頼者の不正な意図によつてこれを曲げることはできない性質のものである。しかしその発言に對して文体的にどのような段階で反訳するかといふ点に関しては、ある程度依頼者の希望に応ずることも可能である。たとえば、発言の証憑力としての忠実な逐語記録が必要ならば、速記者は逐語速記の立場においてあくまで忠実に速記することができる。一般に公判廷や会議などにおいて特に語句そのものが問題となる場合にはこういう速記態度が要求されるのであり、特に担当速記者を二人として正確を期すことも行われているくらいである。また発言の記録保存が目的ならば、言い間違いに対する言い直しその他を適当に修文し、多少とも全体を整えることが好ましいとされている。一般的な会議や講演会において逐語速記録と見られるものの中にはこういう速記態度によるものが多いようである。あるいは雑誌記事の原稿として利用する場合には、重複した内容の部分や不要な部分をあらかじめ削ることも考えられる。すなわち、普通には一時間分の速記が大体四百字詰め原稿用紙

三、四十枚となるが、そのまま原稿にする場合は速記者においてこれを予定枚数まで圧縮することができる、特に大意を摘要し要領だけを反訳原稿とすることもできる。さらに進んでは適当な見出しつけ、あるいは文章体に改め、発言を前後させて筋の発展を整えることも行われている。これをするに、速記そのものは音声による言語表出の文字化であるが、速記実務においては逐語的な速記技術を基礎に記録し伝達し表現することが可能なのである。

このように見て来ると、速記実務としての立場において基礎的な速記技術に付加される要素は、その速記者の使用する速記方式のいかんにかかわらず、速記実務という立場において共通する部分が多い。実際、速記実務の優劣はもつばらでき上つた速記録の優劣によつて判定されるのであり、速記実務の依頼者もでき上つた速記録の優秀性のみを要求するのが普通である。一般に速記者が、使用する速記方式の相違を離れ、速記実務従事者としての立場から速記士会を結成するのもやえなしとしないわけである。

## 第二節 発言者と速記者

速記実務においては、発言者と速記者のほかに、それを依頼する依頼者とそれを引き受ける責任者とが関係している。従つて速記実務を円滑に行うためには事前に依頼者と責任者との間に十分な打合せをしておくことが必要である。たとえば自由速記者の場合について見ると、発言の日時と場所、発言の形式や内容と発言者の氏名、速記依頼の意図、予定速記時間数と反訳原稿の急不急、反訳用紙と反訳様式、反訳原

稿を届ける日時と場所、速記料の見積りと支払い方法、などがこれである。しかし速記そのものは結局発言者と速記者とによつて成り立つのであるから、速記実務そのものの難易は発言者の発言態度と発言内容によるわけである。たとえば発言者が速記されていることを意識しわかりやすい内容を整つた文体で等速明瞭に発音してくれれば、その速記はそれだけやさしい速記となり、そういう発言者は速記者にとって「お客様」である。これに反して、常識では理解できないような内容をくずれた文体で早口に低声不明瞭に発音されれば、それだけむづかしい速記となり「難物」となるのである。また発言者の立場としては、事情により、速記者よりもむしろその場の直接の聞き手に重点を置かなければならぬこともある。従つて発言形式も大いに関係して來るのであり、一般には座談会や会議のように発言者において速記者が意識したくい発言を傍聴して行う速記が割合にむづかしくなるわけである。これに反して発言者の唯一の目的が速記者に聞かせ速記者に書かせることに存する口述速記は、最もやさしい速記となり得るのである。

今、座談会の場合について見ると、発言者の当面の目的はそれによつて自分の感想、意見、主義主張を聞かせ、相手のそれらに賛否を表わし、かくして座談を進めることである。この立場では発言がもつばら列席者のために行われるから、熱中して來ると発言者には速記者の存在を意識する余裕がなくなつてしまふ。しかも言語には、生活環境や社会環境を同じくしていくればいるほど不十分な表現でもりつぱに理解されるという性質があり、傍聴している速記者には何のことだかわからないような表現でも列席者には正し

く理解され、それによつて座談が進行する。従つて同じく座談会であつても、内容的に見れば政治経済などに關する一般的なものがやさしく、學術関係の専門的なものが特にむずかしいとなるのである。

同じようなことは議会速記につじても言えるはずであるが、議会は座談会と異なり速記者にとつて有利な点も少くない。たとえば、議会における司会者は議長または委員長であるが、その権限は絶対に強力であり、それによつて会議そのものの秩序が維持される。発言はおおむね演壇で行われ速記席はその演壇の前に置かれているから、一應は最も聽取しやすい場所で速記することができる。発言者は議場全部に聞えるように発言しその文体もいわゆる演説体であるから、速字を用いる速記技術に最も適した文体である。しかし、この場合も座談会と同じくその発言の目的はそれによつて議事を進めることであり、速記者はそれを傍聴して速記することになる。しかも座談会の場合と異なつて記録そのものが重んじられるのであり、その反訳原稿は発言者の校閲を経ずに会議録の一部となるのであるから、速記者の責任はきわめて重大である。このようを見て來ると、議会の速記もなか／＼むずかしい速記の一つとなるのであり、そのためこそ一般に座談会や會議の書ける速記者は技術水準が高いと考えられてゐるのである。

これに対しても口述速記の場合を見ると、発言者としては速記者に速記してもらうことのみが目的であるから、それに対して他から干渉されることもなく、外聞をつくろう必要もない。また言しさしの言葉やくずれた文体までその通り一言一句速記してもらいたいのではなく、でき上りがきちんと書類や原稿と

なるように速記してもらいたいのである。そこで速記者にわからぬと思われる言葉があればその都度その文字づかいを説明するようにもなる。速記者としてもわからぬ言葉や文字づかいの不明な言葉があれば、その都度聞きただすこともできあとですぐに教えてもらうこともできる。一般に人間が頭の中で内容をまとめ文体を整えながらしゃべる場合にはそれほど高速度に達しないしそれほど連續的にもならないものである。また速記者としても、自分に書けないほどの速度であればもう少しゆっくりしゃべつてもらうようになつて注文をつけることができ、でき上つた書類や原稿は必ず校閲を経てからその用に使つてもらうことができる。このよなことを考えれば、口述速記は割合に低い技術水準の速記者でもその任にたえることがわかる。一般に口述速記の仕事が、それほど高速度に達しない速記者にでも、あるいはそれほど知識経験のない速記者にでも可能だとされるのはこのためである。わが国においては典型的な口述速記の需要は少いがこれに準するものとして速記者の口述を速記する復演速記の仕事が存在している。復演速記が學習中のアルバイトとして行えるのもそれがこのよなやさしい速記に属するからである。

もつとも、同じく口述速記の仕事には違ひないとしても、電話による送稿の速記は割合にむずかしいとされている。それは肉声を直接聞くかわりに電話という機械を通して聞くのであり、それだけ聽取しにくくなるからである。またとい速度に関して注文をつけることができても、送稿者と受稿者とは地理的に離れて離れた位置におり、でき上つた反訳原稿を送稿者に校閲してもらうことはできない。そこで電話速記の初期においては受話者が一々復唱して正確を期し速記者はその復唱を書き取るという「オウム返

し」の方法がとられたくらいである。しかし送稿者の目的はその送稿を速記してもらうことであるから、送稿者は速記者に速記しやすいようにいろいろの手段を尽すことができる。たとえば「市立」を「イチリツ」、「化学」を「ベケガク」と読むなどは一般にも行われているが、さらに進んで「川」は「カワサンボンガワ」として「河」と区別し、「体制」は「ダイセイカラダノゼイド」として「態勢」と区別する。特に固有名詞の場合は、々その文字を説明し、かなを明示する場合は電報文の通信方法に準じた読み方を加える。かくして言語表現としてはきわめて不自然なやり方となるが、一定のリズムに乗せ語尾まで明瞭に発音するわけである。そうしてこのようにしてもなお受稿者においてはつきり理解できないところや疑問に思われるところがあれば、今度はその都度その部分を受稿者の方から聞き返すことも行われている。かくして、本来むずかしいはずの電話による速記も、送稿者の協力を得れば割合円滑に行うことができるのである。

それならばもう一步進んで、本来むずかしいはずの座談会速記を口述速記の場合のようにやさしくすることはどうできないかということであるが、これも結局発言者の協力を得るということに落ちつくわけである。もちろんこの場合は、発言者に対して速記させることのみを唯一の目的とするよう必要とすることができないし、発言者の発声法や発言態度そのものを全面的にかえさせることもできない。しかしそれらの条件を認めて、ちょっとした心掛けで速記者に速記しやすいように仕向けることはできるはずである。まず第一に発言者が司会者の司会により秩序正しく発言すること。たとえば二人の人が同時に発言すると

か、あるいは前人の発言が終らないうちに次の人気が発言するなどといったのは、秩序正しい発言と言えないものである。それは速字を用いての速記技術において同時に二つの発言を速記することができないことを考えれば、速記者に不当な負担をかけるものである。次に身振り手まねなど言語表現を補う要素を省いてもわかるように話すこと。たとえば「こんなふうにして」とか「このくらいの大きさ」という表現を禁止するのではないか、同時に言葉による説明を加える方が好ましい。それはその場の聞き手に対してはくどいかもしれないが、速記が音声による言語表出の文字化であつて見ればやむを得ないことである。第三に速記者にもわかるよう話をすこと。たとえば特殊な言葉は特に簡単な説明を入れるとかあるいは適當な修飾句を加えるといふことともその一つである。それはあまり一般的でない言葉でもそれの手がかりになる言葉がついていれば何とか見当がつき、それだけ理解しやすくなるからである。最後に速記者が反訳しやすいように特に便宜をはかること。たとえば資料に関しての説明ならばその資料を速記者にも配付する、地名人名などの固有名詞、特殊の術語外来語など、たゞその方面ではありふれたものでも、文字を説明するかあとで文字を明らかにする、引用文に関してその引用の原典やページを示す、草稿や原典を持つての話ならばあとでそれが利用できるように便宜をはかる、どうのようなことがこれである。これらはいずれも速記者として当然の要求だとすることはできないかもしない。しかしこれらは速記者として良心的な速記を行うために非常に役立つのであり、これによつて速記者の負担は著しく軽減されるのである。

もちろん速記者としても、自己の技術の至らない責任を発言者になすりつけ、発言者の協力が足りなかつたからよい速記ができなかつたという態度はよくないとされている。そこで速記者は、基礎的な技術を十分に習得するのみならず、さらに進んで平素から教養を広くするよう心掛け、どんな発言に対しても一応は理解できるように努力しているわけである。特に発言内容が事前にわかつていれば、必要に応じてその方面的予備知識を得て実務に臨むこともある。あるいは発言者の氏名が明らかであれば、その人のその方面的著書や論文に目を通しその人の主義主張や学説の大要を心得ておくこともある。一部で速記者の部門別専門化が提唱されているのは、そのためには速記実務がそれだけ容易になるはずだからである。また会場においても速記者の方からいろいろと希望を出すことによつて実務を容易にすることができる。たとえば、速記席が発言席のそばになるように、あるいは全部の発言が十分に聴取できる位置となるように注文をつけること、特に司会者に対しては、あらかじめ発言者の氏名、現職、経歴、座席表などを示してもらひ、話の進行に関して計画があればそれを話してもらうこと、特に発言の乱雑が予想される場合にはその発言が秩序正しく進行するよう司会権行使してもらい、速記の開始、中止、再開、終了などに関するても明示してもらうこと、などがこれである。

しかし結局においてわからない発言は速記できないのであり、たとい音だけを聞くことができても文字化できないのである。そうしてこの最後の文字化という観点から見れば、その速記技術が速字を用いてのものであつても録音機を用いてのものであつても、全く同じ状態に置かれてしまうのである。もつとも、

たとい文字表記のわからない言葉があつても、良心的な速記者は最善を尽す。まず二人で行つた速記においては疑問の部分に関して意見を交換し、録音の場合にはそれを他の人にも聞いてもらひ、もつてそれがいかなる言葉であるかを検討する。それでもわからないときは、自分の教養や経験を生かして前後の関係を熟考し、発言者の意図を勘案して参考文献を探し、かくしてその場に最も適した語として反訳するのである。また一通り反訳し終つたならば、今度は文意の合理性、文体の統一性、文字づかいの的確性などを念頭に置いて通読し、必要に応じて字句を修正し、あるいは用語の可否について納得の行くまで調査し、もつて反訳原稿として完成させるのである。ただどうしてもわからない部分に関しては、結局大体の発音をわきに書いてその部分を明けておき、あとで発言者に問い合わせるより仕方がない。そこで速記者としては発言中にも不明を個所にしるしをつけ、発言が終つてから直接発言者に聞きただすことを行われている。また国会などのように多くの速記者が組織的に執務しているところでは特に調査係というものを置き、平素から特殊用語の摘録や資料の整備を行うとともに、発言者に対する問合せや草稿の借覧を円滑ならしめているわけである。

### 第三節 実務能率化の方法

速記技術としては速度と正確度が絶対に必要であるから、この点に関して欠陥があれば実務につけないわけである。しかし依頼者としてはせつかくの速記に対してその反訳原稿を早く手に入れたいはずである

から、それに沿うことが速記実務におけるサービスの一つともなるわけである。ところが記録速記の反訳に例をとると、一時間分の速記は四百字詰め原稿用紙三十五枚になるとして普通文字の標準書記速度十分間三百字をもつてすれば約八時間かかる。その上、反訳にあたつては速字原文の読み返し、不明事項の調査、反訳原稿の読み返しなども行わなければならぬ。そこで速記実務の能率化という点から見ると、正確な反訳原稿をいかにして早く仕上げるかということも問題になり、この立場からいろいろのやり方が工夫されて来たのである。そのうち記線速記方式の速記実務においては古くから二人一組制、交替執務、復演による反訳、校閲の分離といふ四つの方法が行われている。この場合、前二者を速記実務の量的な分担による能率化とすれば、後二者はその質的な分担による能率化と考えられるものである。

二人一組制による能率化というのは、同じ発言を同時に二人で速記するというやり方である。この場合、二人の技能が同じであれば、そのまま切半して反訳し、あとで相手の速字原文と読み合せることによつて正確を期することになる。従つて時間的には反訳のために普通文字を書く時間が一人で執務した場合の半分で済むことになり、それだけ能率が上がるわけである。またこの執務法のよいところは、現場において二人で執務しているためにそれだけ精神的負担が軽減されること、会場が広くて一ヵ所ではすべての発言を十分に聴取できない場合にも二人の速記席を離すことによつて相補えること、などである。またこの方法によれば、二人の技能が同じでなく一方がすぐれており一方が劣つているときでも、劣つている方が一人で執務する自信のない場合にも実習見習いを兼ねて、全体としての能率化に参加させることができ

る。あるいは二人の技能がそれぐら単独では自信をもつて執務できない場合でも、二人の協力によりある程度の技術水準を保つことができる。従つて重要な速記は結局優秀な速記者が二人一組となり、もつて完全を期するわけである。

次に交替執務による能率化であるが、これは各人が一定時間ずつの速記を分担するというやり方である。この場合、何分間で交替するかはその職場の事情によつて異なつてゐる。外国の例を見てても最大一時間から、四十五分、四十分、三十分、二十分、十五分、十分、五分、三分、二分半、二分に至るまで全くまちまちである。また前記の二人一組制と組み合せれば、各組が単位となつて十分間ごとに交替するというようなやり方のほかに、主となる方が二十分書き副となる方が十分ずつで交替するというようなやり方、校閲担当者が十五分書き反訳担当者が五分ずつで交替するというようなやり方、各自は十分ずつ書くけれども交替は二人が別々に五分ごとに行うというようなやり方、などもあり、一部はわが国でも行われてゐる。いずれにしても短時間で交替しすぐその反訳にとりかかるということは、單に連続速記による疲労を防ぐだけでなく、全体としての反訳原稿の完成をそれだけ早くすることに役立つのである。たとえば現在国会で行われている二人一組十分交替のやり方によれば、遅くとも交替してから百三十分後にその分の反訳原稿が完成することとなつてゐるから、最後の発言が終つて約二時間すれば全部の反訳原稿がそろうのである。

第三に復演による反訳であるが、これは担当速記者が速記したもの自分で反訳するかわりに復演速記

者に口述し、復演速記者がこれを速記して反訳するというやり方である。これの有利な点は、たゞ一人の速記者が現場で連続執務しても、復演速記者の数を増せば、ただ口述のための時間が加わるだけで、前記の交替執務と同じ形にできることである。その上この場合は、現場で連続速記する速記者だけが優秀な速記者であれば、復演速記者の方はそれほど優秀な者をそろえるに及ばない。また速記実務において時間的に非常な負担となるのが反訳作業であるから、優秀速記者が有効に活躍するためには、この部分を復演速記者に負担させることが好都合なのである。この場合わが国ではあまりその例を見ないようであるが、外国では助手として専属の反訳者を訓練し速字で書いたものをそのまま渡して反訳してもらうことも行われている。こうすればわざ／＼口述する時間をとらなくとも理論的には復演による反訳と同じような能率を上げることができるのである。

最後に現業と校閲の分離による能率化であるが、これは書き終つた反訳原稿をその担当速記者が校閲するかわりに別の速記者がこれを専門に行うことである。その主な仕事は、用字的または様式的に明らかに誤りと見られるものがあればこれを改め、修文上の不統一があればこれを修正し、内容的な矛盾や疑問があればみずから調査しあるいは担当速記者に再検討を促して正す、というようなことである。この場合すでに現場においてその発言を聴取あるいは速記していれば、一段と自信をもつて校閲に当ることができる。またその反訳原稿を直接印刷にまわす会議録原稿とするときには、必要な表題や見出しをつけ必要な書類を挿入し、もつて会議録としての体裁を整えるのもその仕事となつてゐる。従つてこうじう仕事は特

に知識経験を必要とするため、普通は実務経験の豊富な速記者がこれに当るわけである。そうして、国会のように校閲を担当し得る人員の多い職場は、部門別の専門化により一段と能率を上げることができるのである。

以上は普通に行われている能率化の方法であるが、現在の速記実務に関するその使用されている分野とともに検討すれば、さらに能率を上げる方法が二つあるとされている。その一つは発言の草稿を利用する方法である。たとえば、発言の中にはあらかじめ十分に想を練り字句を改めその草稿をプリントにしてある場合も少くない。あるいは宣誓のようにその文句があらかじめ決まっていて、発言者はただその与えられた文書を朗読するだけのこともある。このような場合には、速記者に事前にそのプリントが手渡されれば、速記にあたつていろ／＼の手数をかけることなく、ただ発言を聴取しながらそのプリントと照合すればよいのである。さらにあとでそれをそのまま反訳原稿とすることが許されれば、様式及び用字を整えるだけで済み、反訳原稿に清書する時間も節約できるのである。もつとも発言者の中にはそれほどきちんとした草稿を持たない場合もある。しかしそのような草稿でもこれが発言終了後に利用できれば、速記者としてはそれを参考することにより反訳能率を上げることができる。それは本来ならば他で調査すべき部分が調査せずに済むようになり、それだけ反訳時間が短縮できるからである。また反訳に際しては「[異議なし」と呼ぶ者あり」など形式的な文句で頻出するものが少くない。そういうものは、あらかじめその部分のゴム印をつくつておき、それを押すことによつて能率を上げることもできるのである。

もう一つの方法は反訳省略といふやり方である。すなわち、速記実務において時間をとるのは反訳であるから、反訳原稿を必要としない部分の反訳を省略することが非常な能率化となるわけである。たとえば裁判関係における速記であるが、その反訳原稿の中には控訴しなければ必要のないものもある。従つて控訴しない場合には記録として速字のままで保存しておいてさしつかえない場合も多い。法廷速記において、反訳して保存する場合のほかに速字のままで保存しておいてさしつかえない場合もあるのは、このような能率化を考えてのことである。同じことは一般の速記実務についても言える。それは「応速記をつけておきたい」が問題が起らなければ別に反訳するに及ばないという場合である。わが国では、かつて選挙演説の取締りに速記をつけたことがあるが、これも結局問題の個所だけ反訳すれば足りたのである。現在でも座談会速記においては利用する価値のない部分や都合があつて利用できない部分が存することもある。あるいは特に反訳を急いでもらいたい部分や特に反訳を慎重にやつてもらいたい部分が存することもある。このような場合には、依頼者においてその部分を指示してもらえば、それだけ反訳の能率化に役立ち、必要な反訳原稿を一層早く仕上げることができるわけである。

#### 第四節 補助機械の活用

速記関係の用具としては、記線速記方式における書記用具及び被書記用具があり、紙とペンとが実用化してからはもっぱらそれらが用いられた。ペンとしてはインキのたつるりつくものも考案され、一部では

鉛筆も使われたが、やがて万年筆がこれにとつてかわった。特に速記用万年筆としては、長時間の連續的使用にたえるためにインキの多量に入るものの、濃線と淡線とを使いわけるために腰の弱いペン先のもの、などがつくられた。ところがわが国では最初の実用方式田鎖式が駿河半紙と輸入鉛筆とを用いて以来大部分の記線速記方式が鉛筆を用いている。そうして速記者と業者との協力により速記用シャープが考案されてからは、もっぱらこれが使用されているわけである。

しかし広く速記界全般を見渡せば、古くから速字の書記に機械を用いようとする研究も行われており、これが印字速記方式として実用化したわけである。従つて印字速記方式の用いる速記機は、しゃべつた言葉が自動的に文字化される機械ではなく、要するに速記用万年筆のかわりに機械を用いようとしたものである。ただこの場合、速字そのものが記線速記方式の速字よりも明確に記録されるため、その速字の読み人ならば打つた當人でなくともそれを反訳することができる。従つて現場で打つたものを別の人人が反訳すれば、口述する時間なしに復演による反訳と同じ能率ができる。あるいは時日が経過してから別の人人が反訳することもでき、反訳を必要な時期まで延ばすことにより当座は反訳省略と同じ能率を上げることもできる。ここに至つて印字速記方式は記線速記方式が持ちにくかつた長所を発揮するのであり、速字書記の機械化がその効果を現わすのである。ところがこのような速記機は結局、記線速記方式の者が国語の速記を行うことはできなかつた。幸いわが国では昭和二十四年最高裁判所が川上晃氏のソクタ

タイプを採用したためその速記者が養成されるようになり、もつて今日に及ぶわけである。裁判所が特に印字速記方式を採用したのは、要するに証拠力としての速字の客觀性とそれによる執務の能率化を活用しようとしたからである。

印字速記方式の用いる速記機が全く速記のために考案されたのに対し、一方では普通文字の書記に機械を用いようとする考案も行われていた。これが一八七三年米人 Shoes の案に始まるタイピライターであり、Remington Typewriter が売り出されて以来急速に実用化したものである。ところがこれは文字を容易に読みやすく書くことのできる機械となつたから、速記実務においてその反訳用に用いることができた。この場合、肉筆よりも容易に複写がされること、肉筆の書記速度よりも速く書けること、などの条件が加わればそれだけ有利になる。この観点から見ると、現在の英文タイプは十枚以上の複写が可能であり、一分間百四十語以上の記録も出している。その実用化の初期においても四、五枚の複写が可能であり、一分間四、五十語の速度を出すことができた。そのため速記実務の立場ではまず復演反訳による能率化の方法に準じ、タイピストに口述してタイプするというやり方で取り入れられた。一方では速記とタイプとを習得した速記者が養成され、やがて速記実務はすべてタイプで反訳するようになつたのである。

しかしながらこのようなタイピライターによる反訳は、わが国においては実用化しなかつたのである。もつとも田鎖式が実用化した明治十六年ごろには米国でもタイピライターによる反訳が行われていなかつたから、田鎖式の速記者が肉筆の反訳に不満を持たなかつたのは当然である。その後米国におけるタイプ

ライターの実用化が紹介されるとわが国でも速記者の間でいろいろ研究されたが、いずれも実用化しなかつた。そのためタイピライターによる反訳は大正四年杉本京太氏が邦文タイプライターを発明するまで不可能だつたのである。ところがこのような機械が出現し一般の書類がタイプされるようになつても、速記実務に積極的にこれを取り入れることは行われなかつた。それは邦文タイプライターが單に文字を容易に読みやすく書くことのできる機械であるにとどまり、速度に欠けていたからである。最近でこそ最高競技の記録が一分間平均六十字をこえているが、これとて文字盤に配列されている文字のみで打つた場合である。従つて、速記実務で普通に使われている漢字かななどり文を打つため文字盤以外の文字を拾つて使用すれば、到底肉筆の速度に及ばない。そのためわが国では、現在のような邦文タイプライターを用い現在のような用字例を用いる限り、タイプライターによる反訳の能率化は期待できず、結局速記者はタイプライターで反訳する方向に進まないのである。

タイプライターが使用できなかつたとしても、速記関係のもう一つの機械である録音機の方は外國製品のままで使用できたはずである。ところがわが国ではこの方面でも歐米のような活用が行われなかつたのである。録音機そのものは一八七七年米人 Edison の案に始まるのであり、本来速記の代用を意図した機械である。しかしそれは単に音声を音声として保存し必要に応じて再生する機械であつたから、そのままで速記の代用とならなかつた。そこで発言がその通り明瞭に再生できる範囲で速記実務の補助に用いられ、初めのうちはもっぱら口述速記の立場で使用された。すなわち、発言者が一々速記者をそばに呼び

寄せて速記させるかわりに自分の都合のよいときに録音してそれを速記者に渡し、速記者がそれを自分の都合のつくときに再生して速記するというやり方である。そこで記録速記においても最初は復演用に使われ、速記者が一度速字で書き取つたものをさらに口述し録音するという形が行われたのである。しかしあがて録音機そのものに速記の立場から種々の改良が加えられた。たとえば、再生にあたつて減速すること、フットスイッチにより一句ずつ区切つて再生すること、同じところを繰り返して再生すること、などがある。こうなるとタイプピストに聴取技術と反訳技術とを与えることにより、再生をそのままタイプライターで打ち取ることもできるようになつた。かくしてここに録音速記方式が生れたのである。つまり録音速記方式というのは、本来速字を用いての速記技術の補助として用いられたこれらの機械が、その進歩により、速字そのものの存在を不要とするに至つて生れた新しい速記方式なのである。ところがこういう録音機の活用も、漢字かなまじり文のタイプライターが非能率的なために、わが国では普及しなかつたのである。

もつとも、わが国でも速記実務の補助に録音機を用いることはできる。それは録音しておけば本来一度しか聞くことのできない発言をあとで何度も再生して聞くことができるからである。この場合、言語による表現には、たとえその発音が不完全不明瞭であつても、同じ方面の知識の豊富な人によつて十分に理解できるという性質がある。そこで担当速記者に理解できない部分でも、その再生を別の人に聞いてもらうことにより容易に解決できる場合が少くない。すなわち録音機を併用すれば、現場において楽な気持で速

記することができ、それだけ疲労を防ぎそれだけ能率を上げることができる。しかも磁気録音の方法によると使用するテープが消耗品とならず何度も新しい録音を行うことができた。そのため録音単価が非常に安くなり、速記の立場で著しく有利になつた。そこで国産の磁気録音機が売り出されるようになると、これが速記実務の面に次第に活用されるようになつたのである。

ところがこの種の録音機によれば記録速記の現場において割合容易に明瞭な録音を行うことができた。そのため多忙時には発言を一応録音しておき、後に余裕ができるからその再生によつて速記することも行われるようになつた。また速記依頼者の中にはとにかく全部録音しておき、あとで必要な部分だけを速記者に速記させるという方法をとる者も現われた。かくして録音機の普及は速記実務の能率化に大いに役立つに至つたのである。このような情勢になると、一方ではその録音を何とかタイプで打ち取らうとする工夫も行われるようになつた。そこでローマ字タイプまたはこれに類するカナモジタイプが用いられ、わが国でも録音速記方式を成り立たせようとする方向に進んだわけである。ただこのようなタイプで反訳した原稿はそのままでは正式の書類とならず、発言の場に立ち会つた人のメモとして役立つにとどまるかもしれない。しかし漢字かなまじり文に転記する技術を身につけた反訳者を養成すればこれに反訳させることもできる。あるいは植字工にこの技術を与えれば漢字かなまじり文に組ませて印刷することもできる。かくしてわが国においても、一部では録音速記方式による速記実務の能率化がとにかく行われるようになつたのである。

## 第五章 速記文化

### 第一節 速記と速記文化

速記文化を速記者によつてつくられた文化と考えれば、現在の社会において速記者の関係している分野がすべてこれに属することとなる。たとえば、議会、会議、裁判、演説、講演、講義、座談会、討論会、講談、落語、談話、電話、口述、などにおいて速記者が活躍しているから、これらを基礎に記録し、伝達し、表現したものがすべて速記文化となるのである。しかし速記といふ活動そのものは何も職業速記者の独占物ではない。それは速記技術には個人的な使用という面も見られるからである。たとえば、学生、秘書、書記、記者などが速記技術を習得していれば、必要なときすぐに逐語速記を行うことができ、あるいは簡単なメモをとることもでき、いろいろと有利である。また自分の見たこと考えたことを言語で表現する際そのまま速字で書きとめることもできる。さらに進んで文字表記となつてゐる書物やノートの書写とか手紙や書類の複写に速記技術を用いることもできる。一般に速記が簡単に習得できればさぞ便利だろうと言われるのは、こういう利用法を予定したことである。従つてこれらの場合もすべて含めて考えると、速記文化というのは、理論的を見て、文字の使用されるところすべてに行き渡るはずのものである。

たとえば、一方に音声による言語表出を行う発言者がおり、一方にそれの文字化された記録を作製する記録者がいたとすれば、その記録者は、近代速記技術こそ用いなかつたにしても、現在の速記者と同じような仕事をしていただけでは不十分であり、さらにそれによつて逐語的表記がで、しかもそれが表記したときの意図通り読めることを必要とする。そこでわが国のように普通文字を外国から輸入して用いたところでは、初めのうち、速記的に見ていろいろ不利な点があつた。たとえば、漢字の漢文的用い方では国語の表記ができなかつたため、国語をわざ／＼一度漢文に訳し漢文の形で表記するという方法も行われた。このような状態では、文字といふものが使用されていたには違ひないが、音声による言語表出を速度的に処理し得ても、現在のような逐語速記を行うことは不可能であつた。従つてわが国で逐語速記らしいものが行えるようになつたのは、漢字によつて国語の音韻表記が行われ、またその訓がある程度固定し、漢字をもつて直接に国語の表記ができるようになつてからのことである。

ここで考えなければならないことは、音声による言語表出こそ言語本来の姿であり、文字はその補助としてそれに從属する立場をとつたということである。従つて文字が逐語表記の可能な状態へと向つたことは、文字としての当初の目的から考えれば、当然だつたのである。ところが、音声による言語表出は容易に覚えられ、用いた音声そのものはそのまま消滅したのに対し、文字表記の方は特別の勉強が必要である。

り、書いたものが半永久的に残るようになつた。そのため、前者に對してはだれでも安易な態度で行えたのに対し、後者に對しては特殊の人のみが慎重な態度で臨むようになつた。また前者はその都度そのときに行われているものが規範となつたのに対し、後者は古いものが規範となりがちであつた。さらに、前者の規範は時代とともに種々の音韻変化、意義変化、形態変化、文体変化を受けたのに対し、後者の規範はそのような変化に応じて行くことが消極的であつた。かくして音声による言語表出と文字による言語表出とはそれ／＼別の発達過程をとるに至り、その結果、いわゆる口語と文語との分離が行われ、両者は細部に至るまで全面的に對応するという段階を離れたのである。そこで明治の初めに西洋の近代速記技術が紹介された際、一部の人々は果して国語の場合に適用できるかどうかという点を疑問に思つた。すなわち、たとい特殊の手段によつて音声による言語表出を逐語的に記録し得ても、後に文字表記としてそれが逐語的に反訳できるかどうかということが憂慮された。また、たとい江戸時代における会話描寫のすぐれた文學作品のような文字づかいで反訳し得たとしても、そのような文字表記による書類が果して公の記録として通用するかどうかが問題だつたのである。

しかしながら一方では、歐米の事情を紹介する學術講演や自由民權の思想に基く政治演説などが行われた時代である。一部にはこれらの筆記を集めた単行本や雑誌も発行された。それも初めのうちは文語調であつたが、やがて口語のままの形に似せたものも載るようになつた。また明治八年には元老院が設けられ、十二年には府県会が開かれ、十四年には二十三年を期して国会を開くという大詔が下つた。これらに

関連して歐米ではすでにこういう場合に逐語速記録のつくられていることも紹介された。しかも近代速記技術は、それが後に「速記」と名づけられたとく、スピードに関連あるものとして紹介され、一部の人にはそれに対するあこがれも生れた。このような情勢が松島案、畠山案、黒岩案、田鎖案、などの国語速記方式を生んだのである。そうしてこのうちの田鎖案の成長した田鎖式により、明治十六年わが国最初の近代速記者として、若林玲藏、林茂淳、市東謙吉、酒井昇造、などの諸氏が世に出たのである。但しこの場合にも、そのころの速記利用がすべて逐語速記の立場で行われたかといふと、そうではない。実は速記者の方も写真的速記、修飾的速記、文章体に改むる事、の三種をわけて宣伝したくらいである。それにもかかわらず当時の速記者の速記觀は現在以上に逐語速記的であり、逐語的な速記文化を守り立てることが理想であつた。そのためには一方に標準的な口語が整備され、他方には口語の通りの文字表記が一般化することを必要とした。そこで速記者自身も、とにかく口語として通用しているならばそれをそのまま文字化して理解できなければならないとして、いろいろの機会をとらえて積極的に進んだ。一般に当時の速記文化が言文一致運動の推進力になつたと言われているのは、このような事情に基くものである。

もつとも、広く速記文化的外見を有するものに関してその経緯をたどつてみると、中には音声による言語表出の文字化という過程をとらなかつた場合も見出せる。たとえば問答録というような形式は洋の東西を問わず非常に古くから存在しているけれども、そのすべてが実際に速記という活動を通したかどうかは疑問である。何となれば、こういうものは現在でも近代速記技術を用いずにつくれるからである。すなわちとしてのすべての文化を含めて考えることにもそれ相当の意義が見出せるわけである。

ち、特定の発言者の発言を速記して文字化するかわりに、特定の発言者の発言したことと創作することも可能なのである。実際には問答録のみならず、同じようにして、講演、会話、討論、などの形式をとることもでき、実際にそういう形式をとつた作品が数多くつくれたのであり、現在もつくれてゐる。従つてこういう場合は厳密な意味における速記文化と異なるかもしれない。しかし、このように速記を通したと思わせる表現形式が行われたことそれ自体は、そういう表現形式に关心を持たれたためである。そこでそういう表現形式を採用するに至つた創作意欲の中に速記に対する欲望を認め、それらの作品をそういう速記欲の現われと見ることもできる。また歴史的に見れば、このような速記欲があつたからこそ後に近代速記技術というものが生れ、それが容易に一般文化の中に入り込んだと考えることができる。このように見て来ると、速記文化としては、単に実際に速記によつてつくられた文化だけでなく、広く速記欲の現われとしてのすべての文化を含めて考えることにもそれ相当の意義が見出せるわけである。

## 第二節 逐語速記録の分野

近代速記技術は逐語速記の立場から研究され完成されたものであるから、速記文化において第一に考えられるのは實際に行われた発言に対する逐語速記録である。しかしこのような逐語速記録による速記文化が生れるためには、その前提として少くとも二つの条件が必要であつた。その一つは速記に対する社会的需要の存在であり、もう一つは逐語速記における中立性の確保である。社会的需要とは、正確に記録し、

ても、発言そのものに大きな関心を持つ人々が多数存在するところである。また、速記の中立性とは、速記者の技能が単に逐語速記を可能にするところまで進んでくるのみならず、その技能の行使においてあくまで発言に忠実であり関係者の力によつてゆがめられないとすることである。そして、歴史的には社会的需要の方が先に存在し、それを満たすために、一部では逐語的でない記録が行われていた。それは発言を聽取する際に普通文字でその要点を書き取り、後にそれを基礎に作文するというやり方であった。ところがこうじうやり方には担当者の作文能力によつて左右されるという欠陥があり、それが速記技術の発達を刺激することにもなつた。そこで速記者の技能が進むと、そういう記録作製の任務を現在のような速記者が受け持つことになつたのである。

この場合、近代速記による速記文化はまず教会に関連して興つたとされてゐる。すなわち、近代速記そのものは十六世紀の末に英國において始まつたわけであるが、それは一方では宗教改革の行われる時代であつた。そこで速記文化は、まず宗教改革の教義を広めるために行われた説教や講話の逐語速記録という形でつくられたのである。しかし逐語速記に対する社会的需要は、宗教関係のみにとどまらなかつた。政治に対する国民の関心が高まるとき、それは議会における立法の経緯に向けられた。すでに一六九九年には上院において速記のつけられたことがある。また法廷における裁判の経緯も国民の関心事となつた。この方は一七四〇年どる Old Bailey Court で公の速記がつけられたのに始まると言われてゐる。さらに他

方では現実的事実の報道を使命とする新聞社が発言の取材に逐語速記録を取り上げるようになつた。すでに一七八〇年には Morning Chronicle が議会で速記者を使つたとされており、やがて「速記なければ新聞なし」とまで言われるようになつたのである。一般に逐語速記による速記文化の生れる場所として、教会、議会、裁判所及び新聞社の四つがあげられるのは、このような歴史的経緯によるものである。

これららのうち、わが国に近代速記が紹介され発達した第一の動機は、議会に関するものだとされてゐる。それはわが国最初の実用方式田鎖式を創案した田鎖綱紀氏が、明治十五年その最初の発表を行つた論説にもうかがえることである。すなわち、田鎖氏は速記の用途としてまず議事の記録を考え、議会、府会、県会、郡会、区会、町村会などを予定していた。幸いにもその一部は第一回講習会終了後間もなく達せられることになつた。それは講習会の卒業生の中に元老院書記生の林茂淳氏がいたことからまず元老院の議事記録として活用され、埼玉県出身の若林耕蔵氏が思いがけないつながりにより埼玉県会の議事記録を依頼されたからである。しかし当時の速記者の最大の目標はやはり二十三年に開かれるはずの国会であり、これに向つて特に積極的な努力が続けられたのである。

すなわち、当時の速記者は、欧米諸国の議会が議事の記録に逐語速記録を用ひてゐることを範とした。また、議会における発言がきわめて重大であること、発言者は自分の発言のすべてにわたつて責任を持つべきこと、などを論じた。そして、立法の経緯を明らかにし紛議の原因をなくすには、一言半句もゆるがせにしてはならぬことじうことを強調した。当局の意見も種々の曲折を経て、できれば速記の採用が好

ましいといふうに傾いた。ただ問題は必要な人員をそろえることができるか、またその技術水準が満足な程度まで進んでいるか、ということであつた。そこで初代貴族院書記官長に任命された金子堅太郎氏は京橋共存同聚に主なる速記者を集め、実力テストを行うことになつた。幸いにもその結果は予想以上に良好であつた。そこで貴衆両院に各十七名の速記者が採用され、第一回の帝国議会から議事速記録は速記法によつて議事を記載することになつたのである。しかもその速記録は、文章体に改めることなく、逐語速記録のまま会議の行われた翌日の官報付録となつた。そのため会議公開の原則も保障され、国民は直接の傍聴によらなくてもその発言を公正に批判することができた。かくして当時の速記者の最大の目標はとにかく達せられたのである。

それでは、逐語速記による速記文化が生れるはずの他の三つの場所はどうなつたかといふと、これらのうちいち早く速記を取り入れたのが新聞社である。それはわが国における近代速記文化が、明治十六年七月、自由新聞に記事取消しを要求する郵便報知新聞側よりの談判の速記録を郵便報知が連載したのに始まるからである。次に裁判所の方は、同じく十六年、東京高等法院において速記が用いられたのが最初だと言われている。また教会の方は明治十八年、毎日曜日の夜、番町教会における小崎弘道氏の説教が速記されたのに始まるところである。かくしてわが国にも、近代速記が行われるようになつて間もなく、教会、議会、裁判所及び新聞社において逐語速記録による速記文化が生れたのである。しかしながらその後の発展状況といふ点で見ると、議会及び新聞社が著しく進み、裁判所及び教会は非常に遅れたわけである。

まず地方議会について見ると、埼玉県会に續いて群馬、茨城などが速記者による記録を採用して行つた。それも初めのうちはすべて文章体に改めて記録としていたが、次第に逐語速記録のままこれに當てるようになつた。かくして大正十四年の青森県会を最後にすべての道府県会が逐語速記によつてその議事の記録をつくるに至り、市会その他もこれにならつたのである。もつともこれらの速記の多くは貴衆両院その他の速記者が臨時に依頼されたものであり、中には一人で數ヶ所を受け持つ場合もあつた。各地方議会が相次いで専属速記者を置くようになつたのは、結局新憲法とともに地方自治法が施行され、地方自治団体の自主性が強化されてからのことである。また帝国議会について見ると、貴衆両院とも第一議会の成功により第二議会以後も引続き逐語速記録をつくることになつた。その範囲も本会議、予算委員会にとどまらず次第に他の委員会に及んだため、担当速記者の数も次第に増した。この場合、第一議会における速記者の身分は貴衆両院各三名の常勤を除き他はすべて臨時雇であつた。この形はその後も久しく続いたが、明治三十一年両院各二十五名の速記技手を置くこととなつて以来その身分も安定し、帝国議会の各速記課はわが国速記界最高の職場と考えられるようになつた。そのため比較的優秀な速記者を集めることができ、各速記課は、常勤者の数が次第に増したにもかかわらず、わが国最高の速記技術を維持することができた。この伝統は新憲法の施行による新国会となつてからもその衆参両院各記録部に引き継がれ、さらに委員会中心主義の審議のため専属速記者の大増員が行われ、もつて今日に及ぶのである。

次に新聞社であるが、この方も発言の取材に速記を用いるため、一部には専属速記者を置くようになつ

た。そして学術講演、弁士の演説、法廷の供述など前夜に行われたものもすべて翌日の新聞に載せ、一般国民にはその速記録を読むことによつてこれらに接する機会が与えられた。しかし新聞社において多数の専属速記者が活躍するようになつたのは、明治三十二年東京大阪間に長距離電話が開通して以後のことである。この場合、電話による記事の送稿は、従来の電信による場合に比べ、著しく有利であつたから、各社とも大いに電話を利用した。それには要点のみを普通文字で書き取りあとでそれを基礎に作文するとか、あるいはゆつくり送稿してもらい全部を普通文字で書き取るという方法も行われた。しかし近代速記技術を利用すれば少い時間で多くの受稿ができるから、それだけ迅速正確な報道を行うことができるばかりでなく費用の面でも著しく節約することができた。そこで、長距離電話の受稿に最初に速記者を用いた時事新報に続き、大阪毎日、中外商業などこれにならうものが少くなかつた。その後長距離電話の発達とともに地方新聞でも速記者を採用するようになり、やがて新聞の紙面は速記者の受稿した記事で埋まるようになつた。ラジオ放送の発達するまでは号外が唯一の速報機関であつたが、その後長距離電話の発達と受稿された。かくして速記者は新聞社においてきわめて貴重な存在となり、中には編集長と同格の待遇を受ける者も出たくらいである。そうして新聞通信社関係の専属速記者は数においても議会関係の専属速記者をはるかにこすようになり、わが国速記界の中心的存在となつたのである。

これらの盛況に対し、教会及び裁判所の方はあまり振わなかつた。教会の方はわが国の場合宗教関係の寺院や新興宗教をも含めて考えることができ、関係の機關誌や単行本には逐語速記録を載せるものが少くなかつた。

しかし専属速記者を置くところは少く、大部分がその都度自由速記者に依頼する形で行われた。しかも自由速記者には宗教関係の話を得意とする者が少くその態度も割合消極的で、十分にその要望に沿える人が少かつた。また裁判所の方も、結局すべての供述に速記をつけるという制度にはならなかつたから、専属速記者を置くには至らなかつた。もつともわが国における速記の社会的需要といふ立場では裁判関係も少くなかつた。そのため必要に応じて新聞社、弁護人側または裁判所側で速記をつけることもあつたが、久しくその効力に関しては法律的裏づけがなかつた。従つて裁判所として法廷専属の速記者を置くには至らず、その都度依頼に応じて外部の速記者がその速記を担当したわけである。

しかし裁判関係に対しても、宗教関係の場合と異なり、速記者側も積極的であつた。そこでいろいろの機会をとらえて供述の重要性を指摘し、法廷においては一言一句すべての問答が審判上に重大な関係を持つことを強調した。やがて当局も逐語速記録の必要を認め、大正十三年刑事訴訟法の一部に弁護人は裁判所の許可を受けて速記者に供述を速記させることができるむねの規定が施行された。また昭和四年民事訴訟法の一部に裁判所が必要と認めた場合には申立または職権により速記者に速記させることができることによるべしとか、速記者の署名捺印した文書には調書と同一の効力を認めるというような規定はなかつたのである。ところが第二次世界大戦終了後、これらの点が米軍の統治下において再検討されたのである。そこで最高裁判所は印字速記方式としてのソクタイプを採用し、法廷におけるすべての供述に

速記をつけることを目標とし、専属法廷速記者の大量養成を始めたわけである。かくしてわが国でも、議会や新聞社に比し著しく遅れてしまつたには違ひないが、裁判所においてもようやく逐語速記録が正式に取り上げられるに至つたのである。

### 第三節 速記技術の利用

速記技術は音声による言語表出の文字化を可能ならしめる技術であるから、それは必然的に、行われてゐる発言の速記という立場で広く他にも進出して行くべき性質のものである。わが国の場合も早くから、応接談判、会社銀行等の総会、商工会議所諸商工組合その他の各種協議会談話会、など特に後の証拠とすべき事項は、すべて逐語速記録の進出し得る場所となつていた。また、教育会、衛生会その他諸学会の講演、農談会、養蚕上の話など後の参考にすべき事項は、特に通俗平易な言葉のままで読める逐語速記録が歓迎された。それのみならず、逐語速記録の効用としては、速記の中立性と相まち、さらに録音機的なものまで考えられたのである。

そこで講談をそのまま文字化すればおもしろいだろうと考えられ、一部の出版社はこれを速記者に速記させ、印刷して一般に売り出した。その最初は、明治十七年東京稗史出版社から出た三遊亭圓朝作若林珊瑚筆記「怪談牡丹燈籠」だとされている。これは一席を一回とし毎土曜日に発行したものであるが、実際に高座でやつたものをそのまま文字化したため、非常にわかりやすくおもしろい読みものとなつた。読み

者としても口演の語氣口調そのままで読むことができ、寄席におけると同じ感激に浸ることができるといふわけで、非常な売れ行きとなつた。そのため、塩原多助一代記、英國孝子伝、業平文治漂流奇譚など速記者自身の手で出版するものもあつた。また十九年創刊のやまと新聞が付録として「松操美人生埋」を連載して成功するや、まず新聞に連載され後に単行本となるものもあつた。他の新聞でもこれをまねるものがあり、やがて大新聞もこれにならつた。中には現在の小説欄のように連載するものも現われ、一度中央紙に掲載されて後に地方紙にまわるものもあつた。一方では明治二十一年金蘭社から「百花園」という講談の速記専門雑誌が創刊され、他にもこれをまねるものが少くなかつた。かくして、作者が直接に文字表現の形で発表する大衆文学が盛んになるまで、講談の速記本はきわめて広い読者層を持ち続けたのである。

もつとも、講談師の中には、自宅に速記者を呼びわざ／＼速記者に向つて口演しこれを速記させる者も少くなかつた。こうなれば、実際に行われている発言に対しての速記という立場ではなく、わざ／＼文字化させようとして行う発言を速記したことになる。このような口述速記は、広く著作活動の補助として用いられる面であり、その最初の利用者は矢野文雄氏だとされている。すなわち、明治十六年十一月、矢野氏はその著「経国美談後篇」の執筆にあたり、若林氏にその速記を依頼した。それはまず腹稿をねつておき、大体の筋を口述して速記させ、反訳されたものをさらに添削潤飾するという方法で行われた。この方法によれば、実際に筆をとつて書く場合に比し、著者としての肉体的労働が著しく軽減された。そこで他

にもこれをまねる著者が出来るようになり、外山正一氏の「学校管理法」、渡辺治氏の「三英雙美政海の情波」などにもこのやり方が用いられた。その後も「福翁自伝」や「原田日記」など著名なものを初め、速記者に口述して著作したもののが決して少くないのである。

一方、編集者も積極的に速記者を利用するようになつた。それは雑誌や新聞に載せるためにわざ／＼話ををしてもらつて速記するというやり方であり、訪問速記、談話速記などの形で行われた。討論会なども、公開の席上で行うのを速記するというのではなく、速記するために行うというふうに進んで行つた。特に合評会に速記が用いられてからは、やがてこれが座談会ものに発展したのである。座談会においては列席者の率直な意見や批判が相次いで起り、会の雰囲気によつては予期しない方向にも発展していく。従つてその逐語速記録は、慎重な書き原稿に比し、非常に親しみやすく、興味深く読むことができる。また発言者は日常の言葉で気楽に発言しているから、文章体の原稿に比し、非常にわかりやすく、軽く読める読みものとなる。その上、経費の点においても、出席者への謝礼や供食費、会場費、速記料などを合せたものが書き原稿の稿料に比して安いもあり、しかも有名人を容易にそろえることができた。また書き原稿だと期日までに必要な枚数をそろえるのがむずかしかつたのに対し、座談会だとこの面も編集者の意のままであつた。かくして座談会ものはいつしか雑誌関係に欠くべからざる存在となつたのである。

しかし一方では、逐語速記録の録音機的興味や録音機的利用が姿を消したのである。かつては演説会場に臨場する警吏は速記術をもつて演説を書き取るべしとされ、一部では警察官にも速記が教えられた。演

説の練習には有名弁士の政治演説を手本にすべしとされ、それらの逐語速記録を載せた単行本や雑誌が野望を抱く青年の愛読書となつた。看護婦が速記術を学べば患者の言をそのまま医者に伝えることができ、狂人の出任せのおしゃべりを速記すればその病の原因を検討することができる、死にかかつた病人の言を速記すれば故人の意思を正しく伝えることができる、などと云ふことまで考えられた。一般には速記と写真とが同列に見なされ、一部の速記者は速記したものを聴衆の前で朗読する「筆記読上げ会」を意図したほどである。しかし、速記技術のこのような利用法は、録音機やラジオ放送の発達後において、速記の主たる用途とはならなかつたのである。従つて、一般に録音機が普及すれば速記者が要らなくなると考えられてゐるもの、速記技術のこのような利用面については当てはまるのである。しかしながら、口述速記による著作にしても、訪問、談話、座談会の場合にしても、発言された通りの忠実な逐語速記録というものが重要なのはなかつた。それは発言を基礎に読みものとしてまとまつたものをつくるのが目的であり、そのため速記技術を利用したにすぎない。極端に言えば、発言者が口頭で資料を提供し、速記者がそれを書き原稿にまとめる役をしているわけである。しかも言語生活においては、みずから文字を書くよりも口でしゃべるだけの方が、気楽に少し時間に多くの内容を伝えることができる。そこで多忙にしてなかなか書いてもらえない人や文章に自信のなさそうな人は、編集者の方で速記者を差し向けるようになつた。座談会記事でさえも、逐語速記録を基礎に不要な部分を削り必要な部分を足し、発言を前後させて筋の発展を整え、もつて読みものとしてまとめることが行われた。かくして雑誌ジャーナリズムに速記文

化は不可欠の要素となり、もつて今日に及ぶのである。

以上はわが国における速記技術利用の諸分野であるが、歐米で非常な盛況を呈しながらもわが国ではほとんど顧みられなかつたのが、商社関係における速記技術の利用である。これは米国において始まつた分野であるが、この面での活用はタイプライターとともに発達したものである。すなわち、米国においてはタイプが実用化する前には商社に学歴を持つた通信係があり、専門に往復文書や書状を書いていた。この場合使用者としては、これらの人々に書類の内容を説明してきちんと書かせるのに非常に骨が折れた。またタイプライターはその読みやすい書体のために急速に普及したが、それを操作するのは若い男子であった。この方は年月とともに昇給させてやることが使用者側の悩みであつた。このような情勢が、速記とタイプとを習得した若い女性ステノグラファーに実業界へ進出する機会を与えたのである。そうしてそれまでは女子の知的職業が教育者に限られていたため、この新しい職種は女権拡張を目指す女子の好んで進む道となつたのである。一方ではこのような女子の進出が商社の経費を節約しその雰囲気をやわらげるのに役立ち、他の職種にも適任者さえあれば女子を採用する機運が起つた。現在では秘書を初め受付、簿記、書類整理などの仕事にも女子の活躍が目ざましいけれども、その緒がステノグラファーによつてつくられたといふのは、このような事情に基くものである。ところがタイプライターによる執務上の改革も、わが国の場合には事情が異なつたといふわけである。

わが国における邦文タイプライターは大正四年杉本京太氏によつて発明されやがて実用化したが、印字

速度が遅かつたため速記者は進んで反訳用に用いようとしなかつた。また当時の速記教育機関はきわめて小規模であり、みずから進んでタイプ教育の設備を設ける野心もなかつた。そこでタイプビストはタイプ会社によつて養成され、速記と関係を持たなかつたのである。そして商社の事務組織はタイプビストをもつばら既成草稿の净書係として用いたのである。もつとも一部の職場では特に速記の講師を依頼し既成タイプビストに速記を教えることも行われた。しかし当時において役に立つ速記技術の習得は非常に困難であり、またとい速記技術が習得できてもわが国の事務組織ではそういうステノグラファーを十分に活躍させることができなかつた。かくして結局タイプビストはタイプ専門という方向に落ちつき、速記とは結びつかなかつたのである。今日でもわが国では速記者進出の未開拓分野として商社関係が指摘されている。しかし、速記者は相変わらず肉筆で反訳しており、タイプ技術は速記教育の一部となつていないのである。そのため商社関係の書類がすべてタイプされてゐる現状において、タイプ技術を持たない速記者に欧米の商社におけるステノグラファーを期待することはできないのである。ステノグラファーとは速記者としての性格よりもタイプビストとしての性格が強い職種であり、わが国の商社に速記文化が発達しなかつた原因は、タイプライターとその使用法の根本的相違に存したわけである。

#### 第四節 言語生活と速記

文字は、音声による言語表出を表記するために考案され使用されたものである。しかし文字は、使用さ

れている間に独自の表現を持つようになり、言語表出本来の姿である音声と対等の価値を持つに至つた。そうして言語生活全般として見ると、すでに存在する文字による言語表出を音声化することも行われるようになり、あるいは実際に行われた音声による言語表出を文字による言語表出に改める活動の総称」とすれば、後者がこれに当るわけである。つまり速記は言語生活において朗読とちようど反対の立場をとると考えられるのであり、このように考えて初めて速記は言語生活においてその独自の地位を確保することになるのである。

もつとも、広く言語生活全般を見渡すと、朗読の方は必ずしも職業的訓練を受けた人によつてのみ行われてゐるとは限らないのに対し、速記の方は大部分が職業的訓練を受けた人によつて行われている。たとえば、絵本を子供に読んでやるとき、新聞や手紙を人に読んで聞かせるとき、儀式において祝辞や弔辭を読むとき、会議において議案や決議文を読むとき、演説において草稿を読むとき、なども朗読であるが、速記の方にはこのような状態が存在しないということになる。そこで速記が朗読とちようど反対の立場をとるとするためには、速記を筆記の一種としあるいは筆記を廣義の速記に含めなければならない。ここに要点筆記、口述筆記、想出筆記などをすべて速記と同種の活動だとする考え方があり立つのである。こう考えると朗読技能が主として学校教育において文字や文章を声を出して読む力が与えられるために得られるのに對し、筆記の技能は聞いて書く「書き取り」という訓練によつて習得されるということになる。従つて、一般に行われている朗読に當る程度の速記は、やはりだれにでも行えることとなるのである。

しかしたとい通俗的な書物でも、「一言一句違わず、しかも聞いてゐる人に著者の言わんとするところが正しく伝えられるように朗読することは非常にむずかしい。同じように、通俗的な話でも、「一言一句違わずしかも読む人に発言者の言わんとすることを正しく伝えるように筆記することは非常にむずかしい。」そのため専門的な朗読や専門的な筆記は、それ／＼特別の訓練を受けた人が職業的に行うようになつたのである。速記の場合にはとく「普通文字を正字法に従つて楷書体で書くのでは普通の話す速度に追いつかない」からだと考えられがちであるが、実際には、たゞい普通文字で書き取れるほどゆっくり話されたとしても、あるいは普通文字が十分に話す速度に追いつけたとしても、やはり専門的な速記がむずかしいことにかわりはない。従つて理論的に見れば、筆記はだれにでも行える基本的な活動であるが、朗読の場合と同じように専門家の必要な場合があり、普通にはそういう専門家の行う筆記のうち逐語的なもののみが速記と謂われてゐる、とも考えられるわけである。

但し、歴史的には速記というものが別の立場から解説され、その特質が説明されて來たことも事実である。すなわち記線速記方式を用いての速記技術が最初に実用化するために、速字という特殊の符号を用いて逐語的に書き取ること、及びその書かれた速字をあとで普通文字に書き改めること、といふ面が強調されて來た。ことに普通文字を正字法に従つて楷書体で書くのでは普通の話す速度に追いつけなかつた時代に、速字という特殊の符号により逐語的に全部書き取れたことは、何としても驚くに足ることであ

つた。そこで速記者の方もその立場から啓蒙宣伝に努め、一般にも速記者は何かミミズののたくつたような符号を書くことが常識となつた。一部の速記者はさらに進んで速記を可能ならしめる手段としての速字に神秘性を与え、あるいは速字がまるで手品のタネであるがごとくに宣伝した。従つて、一般の人には速記ができるのはこの速字を知らないためであり、この速字さえ用いればだれにでも速記ができるのだといふにも考えられた。かくして特殊の符号とか速語的とかいうことが速記の特質と考えられ、速記は直接に普通文字で行う筆記と明確に区別されたのである。ところがこの場合も、その後の発達を見るに、印字速記方式のように速記技術にはミミズののたくつた符号を用いない場合が起り、録音速記方式のようなくん符号を用いない場合も起つた。速語的反訳の方も厳密な意味での速語的ではなくなり、依頼者が速語的以外の反訳を望む場合も起るようになつた。また速記者としても、速記技術一般として速語的に書けるか書けないかが批判されていた時代には、速語的に書けるということを誇示するために、特に言ひ間違いや国なまりまでわざ／＼速語的に反訳することもあつたが、やがてそれが依頼者の正当な要求に合はないことを十分に意識するようになつた。しかも録音速記方式の場合について見ると、録音機の再生に際しての操作により、いわゆる筆記と同じ状態が現出した。すなわち、速度を落しはあるいは断続的に再生しそれをタイプライターで打ち取るということは、「全部が文字で書き取れるようになつくり話してもらう」書取りにすぎなくなつた。こうなると歴史的に見ても、速記を筆記の一種としあるいは筆記を広義の速記に含める考え方が、別に不自然ではなくくなつたのである。

このように見て來ると、速記は、理論的に見ても歴史的に見ても、朗讀とともに、言語生活におけるさわめて基本的な活動の一つとなるわけである。しかしそれだけの理由で速記者といふ職業が今後ます／＼發展するということにはならないのである。それは歴史的に見ても、速記者の活躍していった分野が全く顧みられなくなり、あるいは新たに機械によつてとつてかわられることが幾たびか経験されたからである。そのために速記者の各職場について見ると、必ずしもます／＼人員が必要だとすることにはならなかつたのである。たとえば、かつては講談速記が速記者のドル箱であり速記はこれによつて世間に知れ渡つたくらいであるが、現在発行されているのは当時の速記本に基いたものがあるいは作者がみずから執筆したものであり、新たに高座の速記が行われるということはまれである。また、かつては電話速記者が數において最大多数を占めた速記者は新聞通信社に不可欠の存在となつていたが、現在ではその一部がテレタイプ、ヘルシュライバー、ファクシミルなどの機械によつてとつてかわられている。すなわち、こういう面だけを見ると、速記者の職場はかえつて狭められたようにも思えるのである。ただここで言えることは、これらの分野が本質的に速記者を必要としていたのではなく、やむを得ずあるいは単に速記技術を利⽤していたということである。すなわち、講談本はわざ／＼高座の速記をしなくとも講談師自身が台本を提供すれば足りたのであるが、当時は口頭で発表するのを原則としていたから速記者がこれを速記したわけである。電話速記は、本来文字を文字のまま送れば足りたのであるが、電話という便利なものが先にできたために、これを一度朗讀によつて音声化し速記によつて再び文字化するという過程をとつたのであ

る。但し、これらの分野も、速記技術を利用するにおいて著しく欠陥が現われたために速記することが中止され、あるいは機械の進出を促したというわけではない。従つて、能率や経費の点でいずれが有利かはその都度検討されるのであり、同種の職場においてすべての速記者が追いやられることにはならないのである。

これらのうち、機械によつてとつてかわられるという面は、米国において特に顕著だとされている。それは口述速記者の大半を占めていた商社関係のステノグラファーが、機械の発達によつて不要になるかもしれないからである。まず口述録音機とタイプライターの操作によつて速字を用いる速記技術は必ずしも必要ではなくなつたが、この程度では速記という活動の一部に機械を活用するだけであり、速記者そのものの存在を不要にしたのではなかつた。しかしオートタイプの出現はこのような新しい速記方式を用いる速記者をも侵略しようとしているのである。それは商業文に關し短かい単位の例文を二百種用意し、その順序をボタンの操作で指示してタイプさせる機械である。すなわちこれによれば、單にあて名や品目数量などをわざ／＼タイプすることにより、あとは番号だけを間違わなければよくなつたのである。ただこの程度でも仕事の一部に一つのキーで一つの文字を打つタイプのかわりに一つのキーで一つの短文を打つタイプを用ひるだけであり、速記者の存在が全く不要になつたわけではないのである。ところがさらに進んで、口述録音機にプラスチックのベルトや凹盤が用いられるようになると、そのまま郵送して手紙の代用とすることができた。こうなると速記的活動そのものの存在する余地がなくなり、この面では従

来のような速記者の活躍が全く不要となつたのである。従つてこのような現象を見て來ると、やがては速記技術の利用されてゐる職場に次々と機械が入り込み、ついには速記者という職業が全面的に不要になるのではないかといふ見通しも生れるわけである。

しかしながら、速記といふものを「言語生活において音声による言語表出を文字による言語表出に改める活動の総称」と考えれば、それは音声を音声のままで処理し文字を文字のままで処理する単純な活動とは本質的に異なるものである。すなわちそれは朗読と同じく理解に基く表現であり、複雑な分析結合の力を必要とするものである。他に例を求めれば、ある言語体系による言語表出を別の言語体系による言語表出に改める通訳や翻訳の仕事と同じ性質のものである。極端に言えば、表現内容を与えられて表現する代表や代作にも準ずる活動であり、楽譜を与えられて演奏する場合、脚本を与えられて演技する場合にも匹敵する活動である。そのため、音声を音声として処理する拡声機や録音機、あるいは文字を文字として処理する複写機や電送機が現われるとは限らないのである。また、たゞこのような機械が現われても、すでに逐語速記のみが速記だと考えられてはいないのであり、修文や要約や文体統一までを行う機械はできそろいもないものである。従つて、速記者がその実務の能率を上げるために積極的に機械を取り入れるとしても、速記といふ活動が全面的に機械によつてとつてかわされることはないのである。そうして各自がその分に応じてその任務を果すという職業形態が存する限り、速記者という職業も残るはずである。ただそれがど

うじゅう職場やじゅうこう形態で行われる職種となるかは、今後とも文化の進展により変遷するかもしけない。従つて、そういう情勢の変化に対してもいかに対処していくかと云ふことが、その都度課題として残るわけである。

## 第六章 速記教育

### 第一節 速記と速記教育

速記教育を速記者養成の教育と考えれば、その教科内容は当然速記方式、速記技術、速記実務の全般にわたるべきである。そこで歐米の速記教育においてはこれが三つの内容に対応するものとして Theory Course, Dictation Course, Reporting Course の三つの段階が設けられてゐる。すなわち、記線速記方式を用ひての速記教育はじめて見ゆる、およびその理論を理解しそれに基づいて速字とその運用法を覚えるための教育が行われる。次に習得した速字の実際の運用を基礎に聽取技術及び反訳技術をあわせ習得するための教育が続く。そして最後にそういう速記技術を実際に応用し実務のやり方を習得するための教育をもつて終ると云ふわけである。

しかし、速記教育が速記者そのものの養成を目的とするばんいなむして、実際にはこれらのほか速記方式に関する部分のみの教育も行われてゐるわけである。すなわち、速記者の養成を目的とするのではなく、速記方式の普及を目的とする速記教育も存在するのである。そして実際にはこの種の速記教育の方が非常に盛んなのである。たとえば我が国最初の実用方式田鎖式の場合であるが、その創案者田鎖綱紀氏は明治十五年第一回の講習会においてもひばら田鎖式の速字とその用ひ方を教えた。そのため予定の六

カ月を修了しても学習者は速記実務につくことができなかつた。しかし田鎖氏自身は速記方式さえ学習し終ればあとは練習次第で普通の話がその速度に追いついて書き取れるとし、ここで卒業証書を授与した。そうして引き続き第二回以後の講習会を開き同じような方法をもつて進んだのである。この場合、世間一般に對しては速記方式といふものを過大評価する説が容易に受け入れられた。すなわち、一般の人々が速記できないのは速記方式を知らないからであり、これさえ教われば速記ができるのだと説明されると、なるほどとうなずかれた。そこで速記方式の普及を目的とするだけでも十分に学習者を集めることができ、田鎖氏の速記講習会は第二回以後も順調に進んだのである。そればかりでなく、田鎖氏は地方にも巡回教授を行い、卒業生の中からも進んで地方に下つて教える者がおり、田鎖式の普及を目的とする講習会は東京の日本傍聴筆記学会を中心に広く全国に広まつた。そのうちに一方では田鎖式をいろいろと改変しその方があつと優秀な速記方式だと称してその伝授を業とする者も現われた。また速記方式の初步の解説書が速記者になるための独習書だと考えられ非常な売れ行きを示した。そこで独習書たることを表題とした解説書もつくられ、それを分割郵送して通信講義を行う者も現われた。かくしてわが国速記教育界は、田鎖氏の創案発表後間もなく、外見的には非常な隆盛を來したのである。

ところが見のがしてならないのは、速記といふ活動を可能ならしめるためにぜひとも必要なのがその手段としての速記方式だということである。従つてそれを教える速記教育の存在が速記者の養成に対しても全く無意味だつたとは言えないものである。すなわち、学習者の数が非常に多かつた割には成功者が少かつた

としても、とにかくこのよろな速記教育からも速記者が出たのである。たとえば第一回講習会卒業生の場合であるが、有志はその一人若林珊瑚氏の私宅に集まり筆記法研究会なるものをつくつた。そうしてここで相ともに速記方式を改良し、速記技術を練磨し、速記実務のやり方を研究した。そのためここからわが国最初の速記者がとにかく現われ、それが速記実務を行つようになつたのである。そればかりでなく、この筆記法研究会は名称を速記法研究会と改め、実務引受けのかたわら後進の指導にも當つた。その目的は田鎖式の改良になる若林案の普及ではなく、明治二十三年に開かれる予定の国会においてその議事の速記に從事する速記者の養成であつた。従つて、速記方式の普及を目的とする速記教育の学習者の中から、速記者のみならず、速記者の養成を目的とする速記教授者までが出来るようになつたのである。しかもこのような速記者の養成を目的とする行き方は若林氏の高弟佃与次郎氏にも受け継がれた。氏は最初女子に対する速記教育を目標に若林氏の速記法研究会よりわかれ速記法女子研究会をつくつたが、別に男子の学習をこばむわけではなかつた。また若林氏や佃氏以外にも実務者にして速記者の養成を目的に後進の指導に當る者があつた。このようにして養成された速記者がわが国速記文化の興隆に寄与し、やがて帝国議会において両院の議事速記を担当するまでになつた。そうしてこういふところでつちかわれた速記教育に関する諸経験が、幸いにも大正七年貴衆両院各事務局に設置されたそれべの速記者養成機關に生かされたのである。これが現在の衆議院速記者養成所及び參議院速記者養成所であるが、かくして中等学校卒業者を対象に全日制二ヵ年という形式が十分にその内容を伴ひ、優秀な速記者を卒業させることができたのであ

る。

しかしながら一方では速記方式そのものの研究に従事する者があり、その創案になる速記方式の普及に努力する者もあとを絶たなかつた。従つてわが国速記教育界全般として見渡せば速記方式の普及を目的とする速記教育も相かわらず盛んであり、中には相当の成果を示すものも少くなかつた。それらのうち特に顯著な存在となつたのが熊崎式、中根式及び早稻田式の行き方である。まず熊崎式であるが、その創案者熊崎健一郎氏の特に力を入れたのが独学である。すなわち氏は、速記方式そのものが熊崎式のように簡易化されてしまえば独学も可能だと考えた。そこで明治四十年もつばら独学者のために「最新速記術」を著わし、さらに大正三年豊富な練習問題を加えた「新式速記術独修」を著わし、ともに博文館より出版した。このような行き方は一方で速記者の養成のみを速記教育だとする教授者を刺激したため、両者の間に論戦が行われることにもなつた。しかしこの論戦は結局速記教育の目的に対する考え方の相違によるものであり、一般的に言えば速記方式の独学は可能であるが速記技術の独学は非常に困難だということに落ちついたようである。

そこで困難な速記技術の習得に関して何らかの形において広く学習の機会を与えようとしたのが、中根式及び早稻田式の行き方だつたのである。まず中根式であるが、その大成者中根正世氏の特に力を入れたのが科外練習である。すなわち氏は中根式速記の普及を使命と考え、国民を文字のドレイより救えといふ熱情のもとに全国の中等学校をまわつて講演した。その限りにおいてこれは単なる速記方式の普及を目的とする速記教育であつた。しかしこの行き方が筆記に興味を持つ中学生を感激させ、健全な科外活動を奨励する学校側の意図にもかなつた。そのため各地の中等学校に校友会速記部が設けられ、中には「速記」を選択科目とするところも現われた。こうなると共同練習という形になるのであり、速記技術の習得もある程度可能になつたのである。そこで中根氏はこれらに一つの目標を与えようとして、昭和六年を第一回に全国男子中等学校中根式競技大会を催した。これは要するに速記のスポーツ化であるが、とにかくこのような形が学習者の熱意をつなぐに役立ち、広く中学生の間に速記学習の機運を高めたのである。

次に早稻田式であるが、その創案者川口涉氏の特に力を入れたのが通信講義である。すなわち氏は昭和十年早稻田式速記普及会を設けて「早稻田式速記講義録」を発行した。その限りにおいてこれも単なる速記方式の普及を目的とする速記教育であつた。しかし氏は単に練習書の分割を講義録とするだけでなく添削指導と実地教授部にも力を入れた。それは毎月一冊の講義録を送付し必要な添削を行い、最後の仕上げを実地指導によろうとしたものである。ところが講義録にはくどいほどの解説と豊富な練習問題とが含まれ、添削指導もまた懇切丁寧をきわめた。そこでこの行き方は文化的なものにあこがれる地方青少年の興味をひき、各地に共同練習会や同志会が生れた。こうなるとやはり共同練習という形になり、速記技術の習得がある程度可能になつた。かくして正規の速記教育を受けることのできない者にも広く速記学習の機会が与えられたのである。

もつとも、現在熊崎式、中根式、早稻田式などの速記者が数多く活躍しているのは、これらの方程式が一

方に速記者の養成を目的とする教育機関を持つたからだとされている。従つて独学、科外練習、通信講義などによる学習者の中にもこれらの教育機関で最後の仕上げをした者が少くないものである。しかしとにかく数多い学習者のことであるから、長い間には特に頭の鋭い者もおり特に努力を惜しまない者もいた。そのため独学、科外練習、通信講義などのみによる学習者の中からもやがて速記者として就職する者が出ていたことはなかつた。またたとい速記者として就職しなくても習得した速記技術を各自の能力に応じて個人的に用いいろいろと役立てる者が少くなかつた。しかも速記を学習すれば一般に頭脳が鋭敏になり動作が敏捷になり、国語の知識が増し教養が高まり、それだけでも非常な勉強になると言われている。従つてたとい速記がものにならなくとも、速記の学習そのものが学習者にとって全くむだだつたとは言えないものである。このような事情が同じ道を進む学習者を大いに励まし、この種の速記教育をます／＼盛んならしめるに至つたのである。

なお、以上は記線速記方式を用いての速記教育について見たところであるが、同じようなことは印字速記方式を用いての速記教育についても言えるはずである。印字速記方式の場合はとかく速記機が自動的に速字を打ち出すと考えられがちであるが、実際には記線速記方式の場合と同じくそれを操作する人間が速字を打ち出しているのである。従つてそれはただ速記方式に関する段階において習得される速字が異なるだけであり、他は記線速記方式の場合と全く同じことが言えるのである。これに対して録音速記方式の場合はこののような速記方式に当る部分の教育が全く異なるとされている。すなわち、速字というものを全く

用いないために、速字に関する部分が全く省略され、そのかわりに録音機の操作に習熟し明瞭に録音する技術を習得する方に重点が置かれるのである。もつともわが国の場合のように録音速記方式を用いての速記技術において特にタイピライターの技術が加わるとすれば、これが速字の段階に当るとも考えられる。そうなると録音速記方式を用いての場合にもその第一段階において他と同じようなことが問題になるわけである。但し、広く速記教育全般を見渡すと、記線速記方式に基くものがその歴史も古くその研究も進んでおり、他是その成果を適当に利用している場合が多いようである。

## 第二節 規範方式と教授法

速記教育の第一段階が速記方式に関する教育であるとしても、歴史的に見て優秀な速記方式が最初から成立するはずはなかつた。そのためわが国最初の実用方式田鎖式の場合でも、その第一回講習会においては教える速字が期間中にしば／＼改良された。その卒業生も教わった速記方式が未完成だと考え、若林氏を中心とする筆記法研究会においてその改良を行つた。また若林氏が速記者の養成を目的として教える立場にまわつても、教える速記方式を幾たびか改良した。従つて教授者個人について見ると、速記者としての立場で用いる速記方式と教授者としての立場で用いようとする速記方式との間には、程度の差こそあれ、いろ／＼の相違の見られるのが普通である。そこで教授者としての立場で規定した速記方式を特に規範方式と名づけ、実際に用いられているものと区別して考える必要が生ずるのである。一般に速記方式の

解説書として書かれてゐるものは大部分がこの種の規範方式である。

五六

そのため一方では、教えてくる通り用いてくる速記者がいないではないかとう非難も起るわけである。しかし、良心的な規範方式はその教授者よりよいものを教えようとする意欲の現われたことなどが言えそうである。従つて学習者としては、とにかく謙虚な気持でこれを信頼し、一つ一つしつかり覚えて行くことに全力をそそぐべきなのは当然である。ただ果していかなる速記方式がよりよいかという基準については、各教授者において必ずしも一定していなかつた。中には表音的に完備した速字を持つものがよいと考えられ、あるいは実際に書かれた速字の線量が少いほどよいと考えられた場合も見られる。たゞ大体の傾向としては、速記方式の普及を目的とする場合には、速記方式そのものの構造を簡易にしなるべく覚えやすくすることがよいと考えられていた。すなわち略字や構成法のような要素を少くし、基礎文字と運用法とに重点が置かれた。かくしてたとい線量が多く運筆がぎこちなくとも、とにかく一通りの言葉が速字化できる状態に容易に到達させることが意図された。しかしそのような簡易な速記方式では一流の速記者となることが困難であつたから、速記者の養成を目的とする場合には速記方式の実用性のためにその複雑性を気にかけないという傾向が見られた。すなわちこの場合の規範方式は覚えやすさを犠牲にしても略字や構成法を重んじ、基本語や頻出語に対する個々別々の略字（特定略字）をもないとわなかつた。かくしてたとい覚えるべき要素は多くても、必要な言葉に対して役に立つ速字が書けそれが書けた意図通り読めることがよいと考えられたのである。

ところが実際問題として見ると、速記学習者の中には速記者になるために速記教育を受けようとする者が少くないのである。たゞ最初はその志がなくとも習つているうちに欲が出てぜひとも速記者になりたいという気持ちにかかる場合も起るのである。このような場合に、もしも速記方式の普及のみを目的とする速記方式を習つてみると、教わった通りに用いたのでは速記者になれないということがあり得るのである。そこで良心的な規範方式の中には、初歩の段階ができるだけ覚えやすくして速記方式普及の目的に使ひ、覚えにくい部分をも含めて速記者養成の目的に使うといふようだ、両者の関連をつける傾向も見られた。一般に一流の速記者を出していながら速記方式普及の目的にも用いられている速記方式にはこのような体系を備えたものが少くないのである。

以上はいかなる速記方式が教えられてくるかということに関する概観であるが、速記教育においてはもう一つそれがいかに教えられてくるかことも重要だとされている。そうしてこの点に関して古くから行われて來たのが後に Indirect Method と名づけられた教授法である。その特徴は、方式そのものを最初から体系として教えることなどはされない。すなわち国語の速記方式について見ると、まず五十音団に該当する各速字いわゆる基本文字を教えて習熟させると行き方がこれである。そうして次に撥音、促音、濁音、拗音、長音などの表示法に進み、この段階ですべての言葉が速字化できるようにしてしまう。かくして逐次縮字法や略記法を補いやがて最終目標に到達させようとするわけである。そのためこのやり方によると、学習者の方も学習段階の見通しがつき、その都度法則として理解することもで

スルヘと好都合なのである。

五八

ところがこの教授法によると、本来基礎文字と略字とより成るはずの速記方式において基礎文字のみを重視することになる。そのため実際にはそぞろ不自然な運筆を避けるために別の書き方が設けられてくる場合でも、学習者は一応その不自然な運筆に慣れさせるを得なくなる。またある語に対する速字の形が幾たびかかかる場合も起る。たとえば「あります」へらう語を表わす速字につけて見ると、まず「ト」、「リ」「ト」「ト」を連續した形があり、次に「トト」「トト」を連續した形になり、最後に「あります」という形になる。ふらふらよだれ三転する。そのため速記方式の學習を一通り終るまでは「あります」という語に対して「聞こてすぐ書く」という練習をすることができない。あることはそぞろ練習をした場合には一度ついた「へせ」をそのまま度改めて行かなければならぬ。これらの点は「速字をがえなひことが速度の秘訣である」以上、学習者にそれだけ多くの負担をかけるわけである。

そこで歐米では、これらの負担をなるべく少くしようとし、頻度の高い略字を最初から教える教授法がH夫された。それがさらに進み、外国語の教授法とも関連し、最終的に簡潔すべき形を最初から教えるとらう教授法が生れた。この新しい教授法が Direct Method へ名づけられるものであり、日本の Indirect Method と区別されたのである。これによれば學習の初期から不自然な運筆を避けることができる。ある語に対する速字を最初から一定させんとする。従つて正しく書かれた速字文を読む練習を併用することによって、いかなる速字が正しくかを田からも印象つけ、速字をやるへ読む力を養うこともできる。

ところでこの方法によると、学習者は速記方式に存在する諸法則を習熟した数多くの速字から帰納していくことになる。そのため学習者は初めのうち速記方式としての体系を理解することが必ず、正しく速字を教わつてらう語に出来つたときその速字が容易に組み立てられなことそぞろ欠陥も生ずる。そこで実際にこの両教授法を何らかの形において折衷することが行われるようになつた。すなわち、両者の利点をやめるだけ利用しその欠点をなんなく少くするよほな教授法が「へるへ」とH夫されて來た。たとえば Sentence Method, Analytical Method, Functional Method などがあるのがこれである。 Sentence Method へるへのせ、練習問題の文章を高頻度の語句や組み立て、それを練習めぐらんじて実際の速度に早く到達せんとするやうのやう。 Analytical Method へるへのせ、同じ音節を含む語を系統的に教えて練習めぐらし、音を聞くやうに速字が書かれてる状態に早く慣熟めさせよほとするのである。

Functional Method へるへのせ、実際に用ひる速字を單語中心に教え、同時にそれを含む文章を練習問題へるへ、單語と文章との両面から実際の速字を練習めぐらせるやうのやう。このよほど見て来る

と、良心的な速記教育は優秀な規範方式を用いるのみならずさらに優秀な教授法を検討し、もつて速記教育の効果を一段と高めるよう努力していることがわかるのである。

もつとも、良心的な速記教育という立場で見るところ、こうしたことは、広く速記教育らしいものを含めて見渡した場合、中には役に立たない規範方式を誇大に宣伝しているものがないとは言えない。そこで学習者の立場としては、そのようないかげんな速記方式を知らないように警戒しなければならない。ところが速記といふものを知らない学習者は事前に速記方式そのものを検討しその優劣を判定する能力を持たない。従つて速記教育を受けようとする学習者は、すでに優秀な速記者の出ている速記方式を選ぶのがとにかく無難だということになるのである。また特に速記者になろうとする学習者に対しては、そういう速記方式すでに優秀な速記者の卒業している速記教育機関を選ぶのがさらに好都合だと見えるわけである。

### 第三節 速記技術の習得

速記方式の普及を目的とする速記教育においては、学習者に速記方式の理論とその運用法を教えれば十分である。しかし速記者の養成を目的とする速記教育においては、それを基礎に速記方式運用技術を習得させなければならない。すなわち、記線速記方式を用いての速記技術においては、発言に対しても次々と有効な速字を思い浮べ、それを次々と書記運動に移し、後にそれを書いた意図通り読みこなす技術が必要である。

ある。ところが録音機の発達していない時代には、どんな速い発言でもそれを聴取する機会は一度しかなく、その場でその速度に追いついて書き取るより仕方がなかつた。そこで一流の速記者となるためには、速字書記の速度をできるだけ上げておくことが絶対に必要であつた。かくして速記者の養成を目的とする速記教育においては、速記技術の習得に際し、速字書記の高速度化が最も重要な部分となつたのである。

この場合、速字書記の高速度化といふのは、速字を使用して単位時間にできるだけ多くの言葉を表記するということである。従つてその方法は速字自身の持つ速度を増すことであり、なるべく少い書記運動でなるべく多くの音や語が表記できるようにすることである。そのため不幸にしてそのままでは高速度にたえられない規範方式を習得した学習者は、まず速字そのものをみずから改良しなければならない。一般に一流の速記者の出でていない規範方式を習得した学習者が一流の速記者となるために非常な苦労をするのはこの面である。しかしいかに優秀な規範方式を習得した学習者でも、その速字を考えながらつくり書いたのでは高速度に達しないわけである。すなわち速字書記の高速度化をはかるためには、速字を利用しての速度も増さなければならず、なるべく少い時間になるべく多くの書記運動を行わなければならぬのである。従つて速記技術完成のためには、優秀な規範方式を習得した限り、もつばら速字を利用しての速度を増す部分に力を入れることになるのである。そして一流の速記者になれるかなれないかは大部分がその学習者みずからどれだけの熱意をもつてどれだけの分量の練習を行うかということにかかるのである。この場合の練習とは、要するにどんな言葉を聞いてもそれが書いた意図通り読めるような速字を

即座に思い浮べこれをただちに書記運動に移すということに關するものである。従つて教授法としては、適当な速記録を適當な速度で朗読すること及びその讀返しや反訳の正誤を正しそこに現われたミスについて適當な助言を与えることが最も普通に行われている。ところが学習者各自に適當な速度というのは各人各様であり、各人ごとに遅いものから順次速いものに及ぼすことが理想的である。そのため速記者の養成を目的とする速記教育は多人数を一組とすることができず、寺子屋式塾制度となりがちなのである。また学習者同士の練習のみで相当の効果が上ののも、量をこなすことがとにかく有効だからにほかならないのである。

しかしながら速記技術そのものを考えれば、速記方式運用技術のほかに聽取技術もあり反訳技術もある。正しく聞くことができなければ速字を用いることもできないのであり、正しく普通文字に訳さなければ速記録として完成しないのである。従つて速記技術習得のために、前記のような練習と同時に、聽取技術と反訳技術とをあわせ向上させなければならないのである。まず聽取技術に関する部分であるが、学習者が速記学習前に習得しているのは日常の言語生活において必要な聽取による理解の技術である。従つて速記技術においては、これを基礎に發言に対して全体としての意味と同時に一言一句すべてが語として聽取できる技術を習得させるわけである。そのためには一語々々を語として正しく發音してやりそれを正しく聽取する練習から始めるべきかもしれない。たとえば、英語にあまり習熟していない学習者が英語の速記者となるためには、このような練習が絶対に必要である。しかし、国語に一応習熟している学習者が

国語の速記者となるためには、これを朗読による練習において同時に習得させるのが普通である。たゞこの場合、初歩のうちは聞えなかつたり聞き間違えたりすることが少くないとされてくる。そうして学習者同士の練習だと、とかく朗読者の發音が悪いとか練習者の耳が悪いなどと議論されがちである。しかしこれが要するに聽取技術の未熟によるものである。そうしてこのようない聽取技術は速度が速くなればそれだけむずかしくなるから、いわゆる練習において遅い速度から順次速い速度に及ぼすことが、同時に聽取技術を段階的に向上させるのに役立つてゐるわけである。

ところが言語といふものは、自分の理解できる内容であつたり見たり聞いたことのある語であれば、たゞい不正確に發音されても正しく聞き取れる性質を持つてゐる。また語の起源、構造、変遷、語尾変化などに關していくと予備知識を持つていれば、むずかしい言葉でも大体の見当がつくと言われる。従つて聞えなかつたり聞き間違えたりするのは、学習者がその語を知らない場合、その語は知つてじるがそういう用い方を知らない場合、その語もそういう用い方も知つてゐるがそれと同音または類音の他の語として聞く場合、などが考えられる。特に初歩のうちは最初に聞えた音にとらわれそのために聞き間違える場合も多い。従つて学習者としては、正規の時間以外にも讀書や觀察を通して語彙を豊富にし、知識を増大し、音を聞くとすぐその語がわかるように努力することが必要である。そのためには、毎日の新聞を読むこと、一流雑誌を講読すること、新刊書や用語集に目を通すこと、辞書や百科事典を備え浅くとも広い知識を持つこと、そうして知らない語に出会つたならばノートに書きつけ、辞書や用語集でその

意味、用法、発音、用字を調べ、折にふれて自分でもその言葉を使ってみるのがよいとされている。そして実際の練習にあたつては、絶えず前後の意味や文法的関係を理解し、発言者の意図する語を正しく聞きわけてやる力を養うように努力すべきだとされている。普通の人には正しく聞えないような言葉でもそれを正しく聞くのが速記技術における聴取技術だということを忘れてはならないのである。

次に反訳技術であるが、この方は学習者が速記学習前に習得しているのが自分の知つてゐる範囲の語彙で作文するに必要な文字化の技術である。従つて速記教育においては、これを基礎にどんな内容のものが発言されても普通文字によつて的確に表記し得る技術を習得させるわけである。もつともこの場合の文字化は、朗読による練習においてすでに文字化されたものを朗読してゐる限り、実際の発言より楽なはずである。ただそれでも朗読内容そのものがむずかしいとその反訳もむずかくなるから、学習者に対してもは朗読内容の難易がその速度の遅速とともに大いに影響する。従つて一般には、初歩のうちなるべくやさしい内容のものを用い、順次むずかしい内容のものに及ぼし、もつて反訳技術を段階的に向上させるようない方法がとられるのである。ところがこの場合、速字が正しく書けていないために書いた意図通り読めなかつたりあるのは正しく書けているのに書いた意図通り読めないこともある。そうしてこうしたのは速記方式運用技術の未熟によるものである。従つて反訳技術を向上させるためにはまず読返しの練習が必要なこともちろんである。しかし反訳技術としては文字づかいや句読点なども問題になるから、読返しだけで反訳技術を向上させることはできない。また読返しの場合にはちよつとつつかえて教えてもらひそのため者になれない理由ともなつてゐるのである。

に次の速字が読めるといふことも起るから、読返しだけでは読めない部分を前後の関係から判読する力を養うことができない。これに反し実際に反訳すれば、単に反訳技術が向上するだけではなく、それによつて聴取技術や速記方式運用技術の欠陥を検討することもできる。すなわち、反訳は単に反訳技術のために必要なものではなく、聴取技術のためにも速記方式運用技術のためにも欠くべからざるものとなるのである。しかも実務につければ大部分が反訳を要求される仕事であるから、初歩のうちからできるだけ多くの反訳を行ふことが結局効果的な練習法だとなつてゐるわけである。ただこの場合、学習者同士の練習だととかく時間のかかる反訳をおろそかにしがちである。そうしてこれが要するにこの種の練習だけで一人前の速記者になれない理由ともなつてゐるのである。

もつとも、普通文字によつて的確に表記する技術そのものは、朗読による練習によらなくともこれを向上させることができる。たとえば、よく使われる語に関してその文字表記を覚えること、同音異義語、同音類義語の使い方を知ること、などもこれである。また聴取技術を向上させるために行う種々の勉強にあたり、それらの語の正しい文字表記をあわせ学習すれば、それも同時に反訳技術の勉強になるわけである。しかし、速字が正しく読めてもこれを普通文字によつて正しく表記できない場合は、たといつくりしゃべつてもらひそのまま普通文字で書き取つても同じ結果になるはずの言葉である。従つて、普通文字で書かれたものをそのまま普通文字で書き写す練習（写字）、片かなで音だけ表記したもの普通文字に書き改める練習（転記）、ゆつくり朗読してもらひそのまま普通文字で書いて行く練習（書取り）なども

非常に効果の上りやり方なのである。

以上は記線速記方式を用いての速記技術について考察したところであるが、同じようなことは印字速記方式や録音速記方式を用いての速記技術についても言えるはずである。しかし録音機が発達し、發言を書き取る場合に何度も聞くことができ、實際に行われている発言の速度よりも遅くして聞くことができるようになると、速度というものに対する考え方がかわつて来るはずである。そのため録音機を用いて一句ずつ断続的に再生しそれを普通文字で書き取ればだれにでも速記ができるという考えも行わるようになつた。そこで速記依頼者の中には、速記料節約のために、みずから録音機を使用しその反訳を企てるものも現われた。ところが實際には、速記教育を全く受けたことのない者がこれを行つても、なかなかうまく行かないものである。そしてその原因が要するに聴取技術及び反訳技術の未熟に由来するといふうに説明できるのである。すなわち、録音機の発達は速記技術を構成する聴取技術と反訳技術につきその重要性を再認識させる結果ともなつたのである。従つて、速記者の養成を目的とする速記教育においては、速記方式の運用技術に片寄ることなく、特に聴取技術や反訳技術にも力を入れることがます／＼必要になつて来たわけである。

#### 第四節 速記実務の実習

速記教育において学習者がどれだけの技能に達したかは、速記技術の検定試験によつて明らかにするこ

とができる。この試験はわが国の場合、昭和十一年以来日本速記協会によつて行われているが、その要項は次のようになつてゐる。

C級試験 十分間二六〇〇字 反訳時間百十分 B級試験 十分間二九〇〇字 反訳時間百二十分  
A級試験 十分間三一〇〇字 反訳時間百三十分 (いずれも正確度九八%以上合格)

従つて学習者はC級試験より始め、次にB級試験、最後にA級試験と進むわけである。ただこの場合、どの級まで合格すれば速記者として就職できるかということは、就職してからの仕事の種類にもよることである。たとえば、口述速記の仕事の中にはC級試験合格の技能で十分に間に合うものも少くないとされている。これに反し記録速記者として活躍するためにはA級試験合格の技能がぜひとも必要なのは当然である。しかし実際問題として見ると、「單に速記技術の検定試験に合格しただけでは田滑な速記実務を行うことができない」のである。従つて速記者の養成を目的とする速記教育においては、検定試験合格をもつて全課程の修了とすることができないのである。すなわち、さらに速記実務の実習に力を入れ、もつて一流の速記者となれる素地を十分につくり上げなければならないのである。

そこで速記実務実習のやり方であるが、普通に行われているのは教室における実習と実地における実習との二つである。まず教室における実習であるが、これは速記技術習得の場合と同じような方法がとられている。すなわち、教授法としては、適当な速記録を適当な速度で朗読すること、及びその讀返しや反訳の正誤を正しそこに現われたミスについて適当な助言を与えることがこれである。ただ同じく朗読によ

る練習といつても、速記技術習得の場合と速記実務実習の場合とでは、その目的が本質的に異なつてゐる。従つてそれべくに適した朗読材料があり、朗読法もおのずから異なるわけである。すなわち、速記技術習得の場合にはすでに修文され完成された速記録が主であり、事前に十分間の文字数を区切りそれを明瞭等速に朗読するという方法が行われてゐる。これに対し、速記実務実習の場合には、未修文のものにつき、文字数などを全く考慮せず実際に話されるような状態で朗読することになるのである。同じようなことは速度や内容についても言える。速記技術習得のために単に等速といつても学習者にとっては「追いつくのに相当の努力は必要であるが読みにくい不正確な速字ともならず書記運動が混乱してつつかえるほどは速くない速度」が効果的である。また速度は内容の難易にも関連するから、正確度九八%以上を保つためにはむずかしい場合にそれだけ遅くし、やさしい場合にそれだけ速くする考慮が必要である。これに對し、速記実務実習の場合には、書けようが書けまいがそういうことは構わずに、特定主題に関する発言を長時間連續して朗読することになる。そうしてそこに現われる種々の難関につき十分に対処できる実力を養うわけである。

たとえば、このような実習的な朗読ではその速度が一定しないことになる。従つて学習者としては、挿入句的な文句などで急に速くなつたときには遅れてもそれを覚えていて次々と書いて行き、遅くなるまで持ちこたえるようにみずから調節しなければならない。あるいはどうしても速度に追われるときは特に落ちついて重要な言葉を抜かさないようにし、最悪の場合には意味を間違えることなく文章として整うよう

に書き取る要領も必要である。もつとも、一応速字化できだからといつてすぐ正しく反訳ができるとは限らない。すなわち、文字表記のわからない部分が皆無とは言えないし、誤聴、誤記、誤読などによる不注意のミスが存在するかもしれない。そこで自信のない部分は何を調べたらわかるかに關し指導を受け、不注意のミスを読返しの際に発見する要領も会得しなければならない。そうして、でき上りを整えるためにいかに修文するか、反訳原稿を商品とするためにいかに書いて行くか、などに關する問題も実習の重要な要素となつてゐるのである。この場合、十分間ならある速度がこなせても三十分、一時間と続くとその速度のこなせないことがある。明瞭等速に発音されればきちんと速字化できても、普通の話し方に近くなると混乱することがある。すぐ反訳すれば正確度が高くても、一日、二日置くとその正確度の維持できないことがある。あるいは、二人で読合せしてから反訳すればその協力の仕方によりミスの著しく減ることがある。適当な参考書をたくさん利用すればそれだけミスを減らすこともできる。これらの点もまた実習において特に習熟すべき項目となるのである。

しかしながら、教室においていかに実務的な練習を重ねても、それは結局まねごとにすぎないのである。たとえば初めて実務につくと「落ちつこうとしても心臓がぎき／＼し、まわりの人人がすべて自分を見ているような気がして顔はほてり体はふるえる」と言われてゐる。このような状態になつたならば何が行われているかを十分に理解するゆとりもなくなり、何を記録し何を省くかの選択を行うことができず、平素の実力を十分に發揮することができない。これでは到底実務につく資格がないのである。そうしてこれ

を克服するには教室における実習では不十分であり、実地における経験を積むより仕方がないのである。一般に速記者の養成を目的とする速記教育において特に実地における実習を重んずるのはこのためである。

実地における実習は、学習者が副速記者の立場で執務するという形で行われている。この場合、一般的の発言は教室における朗読よりずっと聞きにくるものである。しかし主速記者に正しく聞えていて副速記者に正しく聞えないとしたら、やはり副速記者の聽取技術が未熟だとすることになるわけである。そこできちんと聞き取れなかつたところはとにかく聞えた通り書いておき、あとで主速記者の指導を仰ぐことになる。速字が読めないために、あるいは前後のつじつまを合せるために、発言を勝手にかえるのは技術的良心にもかかわることである。そこで自信がなければ反訳にとりかかる前に主速記者と読合せをするのがよいとされている。また主速記者ですらきちんと速字化できなかつた部分に関してはそれをいかに処理するかの要領を教わることも必要である。そしてつくり上げた反訳原稿については用字例、様式例、修文法などの細部に至るまで十分な検討を受け、そのまま実務の反訳原稿として通用するように遠慮なく指導してもらうわけである。ところが速記実務そのものは全く千変万化であり、決して一律には行かない。従つて長い経験を積んだ優秀な主速記者に指導してもらうことが絶対に必要なのである。

かくして速記教育の全課程を終り、やがて卒業、就職ということになるが、就職してしまえば依頼者の要求するものは優秀な反訳原稿そのものである。たといいかなる事情があろうと、優秀な反訳原稿のつく

れない速記者は、速記者としての生存競争に負けてしまう。従つて学習者としては、速記実務の実習を通じ、一般依頼者の要求に合つた優秀な反訳原稿ができるだけ速くつくり上げることに習熟しなければならないのである。また就職してしまってからも、うちに技能が下り、うつかりすると自分の毎日やつてじる範囲の仕事しかできなくなると言わせてくる。特に速記と要約とを同時にを行うような仕事が主となつていると、逐語速記の能力が劣つてしまつ。従つて優秀な技術を維持するためには、実務についてからも折にふれて基本的な練習を怠つてはならないのである。特に発言される言葉は絶えず変遷するから、聽取技術及び反訳技術の裏づけとして浅くとも広い教養をおろそかにしてはならないのである。すなわち速記者は絶えず研修しなければ折角習得した技術を維持することもできないのである。従つて、速記という仕事をいくら熟練してもいわゆる機械的となり得ないのであり、速記という仕事がむずかしいと言われる根拠も、一つにはこういふところに見出されるのである。